明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 3. March, 1906.
VOL. XIX.

監獄協會雜誌

明治三十九年
三月二十日發行
第拾九卷
第三號
監獄協會發行

第十九卷第三號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪豫防に就て（上）……森　圖次郎
●罪囚の改良……（二八頁）
○寄　書……堂
●留岡氏の監獄教誨論を讀むで感あり……下總　鯨
●威武芳生君に問ふ……東鳴監獄　常　久　生
●偶感錄……大阪監獄　霞　山　生
○統　計……（四一頁）
●刑の執行猶豫に對する觀察一斑……進　藤　正　直
●明年三十九年一月末日現在全國在監人員監獄表別
●明治三十九年一月末日現在全國囚人罪名別……（四六頁）
○救護事業……（四六頁）
●靜岡縣出獄人保護會社の事業
●靜岡自營館の現況……
○雜　錄……（五一頁）
●西南見聞錄（五）……香　川　生
●小田原幼年監開廳式の概況
●中村分監の狀況一斑
●東京感化院の近況
●大阪堀川兩監獄移轉の建議
●死刑執行の不可能……
○地方通信……（六四頁）
●中國便……道遙舍主人
●金澤便……地方の一人
○監獄協會記事……（六八頁）

第十九卷第二號目次

○論　說……（一頁）
●犯罪豫防に就ての希望
●大西長衛氏の未成年者處遇論を讀み世の有識者に質す……武　芳　生
●根室分監……
○講　演……（一二頁）
●低能者の處遇に就て……浦和監獄醫務所長吉田榮次郎
○寄　書……（一二頁）
●六行雜組
●肺結核豫防に就て……高知監獄中村分監監獄醫士居德治
●親罪囚有感……在大阪監獄獄研生
○統　計……（二八頁）
●雪の「網走」に對する同情……進　藤　正　直
●明治三十八年十二月末日現在全國在監人員監獄表
●同年同月同日現在全國囚人罪名別
●在監人死亡者名別累年比較表
○海外通信……（三七頁）
●刑法に於ける二大學說の論爭に就て……小　河　生
●西航雜記（第五信）
○救護事業……（四二頁）
○ウヰリヤムブース大將の人格と其事業……山室軍平君談話要領
○雜　錄……（五二頁）
●西南見聞錄（四）……香　川　生
●冷水浴と齒牙の保健に就て……富山監獄醫岩川彌五郎
●兒童教育の缺陷
●東京警監學校
●特典出獄者行狀審査報告に就て
●判決確定同指揮書なきもの取扱方の件に就て
○監獄協會記事……（六〇頁）

監獄協會雜誌第拾九卷第三號

（明治三十九年三月二十日發行）

論　說

○犯罪豫防に就て（上）

（警察當局者に望む）

犯罪の豫防若くは防遏は監禁法に若くものなし之をして成功せしむるは司獄官の責務なりとし、敢て一臂の援助を與へす犯人を逮捕し又は探偵するは警察機關に若くものなし之をして遂行せしむるは警察官の任務なりとし敢て一絲の念慮を挽はさるは共に甚しき誤謬に陷れるものにして動もすれは、監獄警察の職に在る者にして猶且つ之を誤解し、而して誤解たるを信せさるの傾あるを怪ますんはあらす、監禁法の効力に就ては社會一般に之を過重し曾に之を過重するのみならす其効果を誇張するものあり、甚しきは一時社會的現象の變化に因り犯人の減少した事實を捉へて恰も自己獨特の手腕に歸せんとするの言辭を弄するものあり、逮捕偵察の効力に就きては監禁法の効力を信するが如く過重ならすと雖も社會一般に其有力なるに信賴するや疑なし、故に遁竄して法網を脫する者あるときは、敏

を鳴して其責を問はんとする者あり、共に偏頗過重の見解たるを免れず、然れとも社會一般の概念を除外したる監獄警察の當局者にして倶に片面觀察に滿足するに至つては大に警告する所なくんはあらず、

小圍域内に於ける監禁は社會より隔離するの効あるありと雖も今日の監獄制度組織の下に於ては全然不良の分子誘惑との交際を斷絶すること頗る難事たり、制限せられたる刑期限内に於て改良感化の實蹟を擧くること一層至難なりと謂はさるへからす況んや社會及警察機關との聯絡を欠き單獨に行動せんとするに於て寧ろ絶望せすんはあらす、逮捕偵察は警察官の職責たるや勿論社會一般に信賴する所以のもの亦理由なしとせす、然れとも單に警察官の双腕に委し毫も顧みさるとき又は何物を迯りて檢擧すへきや、暗夜に物を探くるに等しく勞多くして功少きや知るへきのみ、宜しく事實の顚末を確定し得へき材料を與へ相扶けて敏活に奏効せしめすんはあらす、殊に監獄當局者は之と密接の關係を保ち相互に事實の主動者たる輔助者たるの覺悟なかるへからす、吾人數〻監獄の囚徒逃走事實に就て之を聞く、監獄より囚徒の逃走するや監獄當局者百方之を搜索して得さるに迨ひ始めて警察官の援助を請へり而かも搜索を便ならしむるの材料に乏し一日と經二日と過き若心月餘に亘るときは策の施すへきなしとし監獄當局者は追求せす警察當局者亦遺忘するもの〻如しと之れ或は監獄當局者は逮捕の責務を警察機關特有のものなりと思惟するにあらざるか警察當局者は監獄當局者の失態なりとし日月の經過と共に之を等閑に付するにあらさるか逃走を恐る〻は逃走後社會に害惡を釀すを恐る〻に在り逃走其れ自體は輕重するに足らさるなり、想茲に至らすして協力援助せさるあらば何れの時にか其効を收むへきや測り知るへからさるなりこれ兩者誤解の引證に過きすと雖も犯罪豫防若くは防遏に就ては注意を拂はさるもの少からさるを感するものなり、逮捕偵察のみを以て警察官の任務なりとすへからす犯罪豫防若くは防遏は一層重大なる職責なり逮捕偵察の事は犯罪の豫防防遏の範圍に包含せらる〻ものなり、犯罪の豫防防遏の精神を揣きて逮捕偵察なるものなしと謂ふを得へし是に於て犯罪豫防若くは防遏に就て警察當局者の注意を喚起せんとするものなり

犯罪の滅却は警察力を試むる證據なり警察力の程度を示すものは其國内に起る犯罪の多寡に在て存す、其多寡は起訴せらる〻と否とを問はす一般に知覺せらる〻犯罪數に由つて知ることを得へし、而して警察の能力と權威とは犯罪の滅却に與つて力あるものにして監禁法に勝るものあるを信す、犯罪者の捕縛を免れ刑罰に漏る〻者多しとせは嚴正なる監禁法も一時社會との隔離に止り永遠に社會の害惡を除去するに足らす監禁宜を得すんは、犯罪者の檢擧至らさるなく罪科の適用及はさるなしと雖も亦書餅と異るなし警察力と監禁法とは兩輪双翼相待て離るへか

らさるなり、嚴正監禁を服すると共に銳敏なる警察力の普及を希ふ所以のもの實に玆に存す、

犯罪の幇助罪惡の淵源となれるもの贓物故買者に若くものなし、犯罪の多きは都會の地にあり贓物故買の多きも都會の地にあり、犯罪中多數を占むる竊盜罪の多きも亦都會の地にあり都會は百貨輻湊の地にして又誘惑の巢窟なり、年々巨額の財產を竊取せらるゝも犯者の捕縛は之れに伴はす贓物の被害者に還付せらるゝは更に少きは何そや之れ贓物故買者は竊盜に依りて得たる物品を巧に隱匿し賣買し以て利益し若くは犯人をも隱遁せしむるものなれはなり社會に害毒を流布するの危險は公然たる竊盜よりも遙に大なり、渠等故買者は竊盜犯者との間に存する信用を利用し陰に密計を授け陽に竊盜を敎唆し誘惑して罪惡を累ねしめんとす、而かも竊盜犯罪者は屢々捕縛せらるゝと雖も贓物は其手裡に存せす、贓物故買者の捕縛は殆んと稀なり、之れ贓物を授受轉轉するの巧妙なるを證するものなり、贓物を授受するは一地方の公商公買の手に移すこと少きは勿論遠き僻陬の地に運ひ、不良者の手を通して不當の利を博し、相警戒し相聯繫して萬目を避くるに汲々とし殊に甚しきは警察官を眩惑し瞞すに利を以てせんと試むる者あり、竊盜者の檢擧を等閑に付すへからさるは勿論なりと雖も贓物故買者の檢擧求刑は一層必要にして之れに比すへくものあらす、贓物故買は古着商、を裝へる不良の輩若くは質商に頼りて營まるゝ場合多し古着商質商は貧民の生活上融通機關たりと雖も又罪惡を幇助する魔窟なり偶々警察官を輔けて犯罪の搜査を便ならしむる純良なる者ありと雖も、多くは犯罪者の手足を利用し暴利を得んとする危險なる犯罪者なり所謂生活の財源を竊盜者より收むるものなり極力之を庇護せんとする亦其所たり、又古着商にあらす質商にあらすして隱然警察官の耳眼を遁れ贓物の收受賣買を專業とする憎むへき徒輩の勢力侮り難きものあり、此間に處する當局者の苦心筆紙に盡し難きものあり警察專門當局者は夙に成竹あるへしと雖も吾人の信する處になる場所に贓物の輾轉するあるも偵察搜査の羈絆を脫するを得さらしむへく犯人の逃遁し物品の搬出せられたりと認むる地方に對しては神速に知照して以て之れし之を探索するの權力と賣買に關する帳簿の檢閱を數々實地に發現せしめ贓物故買者と認めたる者の營業を停止し又は其氏名を廣告して監視を周密ならしめ、其家屋に出入する人物に注目せしむへく又質入賣買の時間を制限し未成年男女の質入を禁すへく、一面竊盜犯罪者を審糺し贓物故買者を自白せしむへく、而して其故買者又は媒介者の何人たるを告白したる者は酌量減刑を爲すへしとの方法を採るを得ば故買者又は媒介者を減することを得ん人或は故買者媒介者の何人たるを自白

せば他日犯罪に依つて得たる賍物の處分に苦しむを豫想し言を左右に托すべしと難ずる者あらん或は然らん、然れども犯罪者の多數は眼前の利慾に驅らるゝものなるを以て必ずや其効果あるべきを信ず、若し夫れ故買者又は媒介者の滅ずるあらば、竊取したる物品の收受賣買に苦しみ、竊盜の苦心に報ゆるの利益なきを悟り漸次に其數を減ずるに至るや當然の結果なり

酒精の身體上及精神上に及ぼす害毒は最も危險の大なるものにして、刀圭家は酒は四百四病を誘致する媒介物なりとまで絶叫するに至れるのみならず、犯罪との因緣淺からざるは、社會事業に注意を拂ふ者の一般に認識する所なり、飲酒の事實なくんば犯罪を減少するを得べく飲酒の事實を減少するには一面禁酒會を組織し一面酒店の取締を嚴にすべし殊に酒類賣買の招牌に隱れて風俗壞亂非倫を行ふ者を取締るへし、東京横濱の如く内外人の群集する地に於て倍々其必要の大なるを感せすんはあらす、京濱の地到る處犯罪の伏魔窟たる酩酒店若くは曖昧なる飲食店の散在せさるなきは何そや渠等は店頭に酒類の空壜を駢列し屋裏に影暗く四五の少女を蓄へ、血氣定まらさる青年を招き誘惑を累ねつゝあるなり一たび誘惑せらるゝや相率ひて墮落し博徒と變し鼠賊と化し遂には此等酩酒店飲食店を以て賭房と爲し賍物の寄藏所と爲すに至るもの僂指するに暇あらす、無垢の青年男女を驅つて墮落せしめ、害惡を敎唆し犯罪を幇助するの魔窟たらさるものは蓋し稀なり豈東京のみならんや横濱のみならんや又酩酒飲食店のみならんや苟くも各地之れに類似する罪惡の巢窟たるを認むるときは警察固有の權力と能力を以て之を驅除するの急務なるを信するものなり、勿論社會事業の能力を以て斯る巢窟を一掃するの可なるを認むるものなりと雖も能力に伴ふの威力を示すにあらされは其敢行し難きものあるを信するか故に吾人は警察力の普及を望むの違徑なるを感するものなり、而して之を取締るの方法に就ては吾人未た嶄新なる考案を有せす犯人を檢擧するに躊躇すへからす而して其出入する者を監視し其行爲を洞察するに至らはまた其巢窟を洗滌するを得ん、若し警察力の及はさるを憂へは、信頼すへき有志者を選擇し輔助せしむるも妨なかるへし曾に酩酒店若くは曖昧飲食店類るものなり飲酒に因て犯罪の起るのみならす新に生する失業者、飢に叫ふ子女、病苦を訴ふる妻幾許あるを想はゝ頗る寒心に堪へさるものあり徒に閑問題として看過するを得んや

○罪囚の改良

（主として道德涵養に就て）

森　圍次郎

犯罪の源因を討究するときは彼我の間一方に盡すべき道德上の義務を缺きたるに依らずんばあるべからず故に監獄の進步改良を謀からんと欲せば其受刑者の個人に就て人間の最大幸福を享有す可き基礎たる人類靈能上の道德信用の普及を勉めざるべからず大凡心性上の道德なる者は東洋哲學に於ては經書と謂ふ一派の學大學論語孝經孟子中庸あり皆仁義禮智より灑掃應對の事を敎ゆ英佛の書に於てはウエランド。フランク氏を始め最近ロビソン氏の說に依るに道德學Moral Science と道德哲學Moral Philosophy とは全く同義の者にして譬へば道德學は倫理的智識を確實に且つ精細に研究するの學にして道德哲學は其主義目的を條理の間に穿鑿するものなり徒らに精深高妙格外の機軸を出すものに非ず道德學は稟性上人類の行爲が果して正理正道にして道德に合ふ可きかを決定して其正鵠を誤らざるものにして道德哲學は如何なる方法を以てすれば正道に社會に生存することを得るやにあり又或博士の說に依るに道德は社會の安寧幸福の上に相對的必要の者にして之を食物に譬ふる時は副食物たる牛肉玉子の如き滋養質を謂ふ者にして法律の如き絕對的正食物たる米麥の如きを謂ふ者に非ず而して此の道德には直覺說と利用說との二派別れて共に一旗幟を樹て彬々として議論宏瞻懸河瀉水の勢を以て社會を風靡せんと欲す又道德の一枝たる倫常學は二あり一を眞悟者流Intuitive二を推理者流Intuitive としてカント、ミル諸氏は之を論せり筆力勁駿議論精確の譽れ高きスペンサー氏は道德學なる者は正理の想察を主として其靈能斷定を爲し倫常學は人類の義務を行ふを辨明するものなり蓋し道德信用の能く社會に固定成立するを得る所以は道德なる者が社會に尊重せらるゝ所以は是非善惡を辨別するの本性と行不行の自由を有する本性をして天賦最大の目的を達す可きものにして人間は遙かに他の動植物と異なる所以は心理の智覺良能を有するが爲めなり古代の歷史を讀むも道德に合ふものは面折廷諍忠誠愛國の英雄豪傑にして道德に違ふものは阿諛迎合奸佞邪惡の亂臣賊子として之を貶黜するものなり又身を癈せしものなり又心を苦め以て天下を憂へ或は國利民福を起すも道德として之を論ずるものあり道德は外部の智覺本性の情操等より來るものにして外部の耳を以て聞き眼を以て視鼻を以て嗅ぐが如きものは毫も動物と異ならざるなり之を要するに道德は國を釣り徵を剔る學に非ずして只天賦固有の本心に於て感得する所ろの理想にして良心に善と思慮するときは之を行ひ惡と考ふるときは之を嫌忌するの義に外ならず故に人の行

爲は其内心に於て人世を過失なく經過するものは總て強く道德に由つて制裁せらるゝものなり

人あり憤懣鬱結の情に堪へずして突如として木竹を執へ友人を歐打し之を傷りたりとせんか法律は之を法律規則を條文に照して罰科に處するものなれども之を歐打せんと欲するも躊つて自から其刑を受く可き苦痛は則ち人に苦痛を與へたる反影なりとの情を起し俄かに良心に制せられて其磅礴迸發せんと欲する怒氣を抑へ鳴咽慷慨して遂に歐打せさることに決心したるは是れ則道德の制裁を受けたるも故にウエランド氏は道德は則ち其内部の自由Internal libertyを制限するを法則のなり打せしめたるものにして法律は其外部の自由External libertyを制限するの法則なり既に道德は内部則心理學上に屬する人類交際上の本分なりとせは社會の公道を以て强壓するを得さるのみならず之を犯かすも外形の制裁なきは明にして其良心に不快の念を感じ世人の譏斥惡評を受けて自然輕侮を來たすに過ぎず然れば此道德の進歩したるは則ち文明の高きものにして人類の最大幸福は之に過ぎざるものなりベンザム氏も社會の幸福榮譽とは道德諸徳の進歩發達したるものにて樹木の根底より培養したるが如く俄かに發掘暴露せられずして能く其職を盡すものなりとせり余此説の基礎源を窮極し其菁華を採囑し榛蕪を闢き辭句を敷疎することは暫く措き彼の罪囚が始め其性情の漸く惡事に傾かんと欲するや其血緣ある親戚は之を善心に挽回せんと欲し懇到至誠の情を以て偃蹇屈曲の心矯正せんと欲し纏綿慇懃其寢食を廢し斡旋盡瘁し神佛に祈願をなし種々忠告諫言して惻隱の心止む時なく只管正道に歸せしめんと欲する所謂姻媾の義其恩情既に深く眷戀綢繆相舍つる能わず然るに還つて恩を報ゆるに讎を以てし甚きは其近親の者の財寶を竊取するが如き悟として慙愧の心なきは是れ社會の最も尊重する所ろの道德を缺きたるの致す所ろにして苟も躬ら勤苦を執り心を盡し供養するの大倫を知り他人の愛情を受くる精神あらば豈如是に到らんや夫れ李華も謂へるが如く蒼々たる蒸民誰か父母なからん提攜捧負其壽ならざるを恐ると所謂父母は燒野の雉子夜の鶴恩愛の情に迫られて親として子を思わぬ者なきと雖も兇惡の子を持てば自から世間に憚り家に近けざるを憤怒し性情忽ち禁ずる能わず遂に心神顚倒錯亂して己の實家へ危害を與ふるが如き少く其爲さざるの始に當つて道德を顧るときは如何ぞ其惡事を仕遂げらるゝを得ん

又彼の罪囚が獄中にあつて刑期既に滿限なるも監視の引受なきが爲め半歲の久き滯獄せざるべからざるに苦み其引受を兄弟に依頼することあり其兄弟は領原雁序の情に驅けられ爽を競ひ安を比するの道を思ひ之を改悛せしむるの好機として純粹なる神經の機關構造に感染上の通曉力及び智覺力に善誘の懷念力を變化せしめんことを樂み忽ち當局の通知に依つて監獄に來り滿刑者に面じて曰く今後必ず改

悟移良して正直に勞働し能く協力して勤儉の家規を守り循陵の義理を抱きて親戚を慰安せしむるや必ず其決答を聞かん若し改悟移良せざるときは兄弟の道則ち荊樹橘林の交通を絕ち隣じて監視を引受ること能わずと滿刑者は之を聞きて慘側慘愴に堪へず泫然として曰く假令身を碎き骨を破るも靜恭廉讓骨肉同根の情を厚くし煩累を親戚に及さず再び南廓の花に歡れ北里の月に嘯くの心を去つて血緣の憂を解かんと漸く兄弟の憐に依つて出獄するを得るや數旬ならずして再び狂猛の人となる是れ其兄弟に對し少しく道德の思念を頒ち人情の道を以て屢矜愉慢惰の賜を受けたるを思はば未だ俄に再犯の不幸に罹らざるべく百種の病根之に投ずるも藥劑あり然して一惡心を療治ずるの藥劑なきか道德敎訓の足らざるより社會に鴆毒を散布するの夥多なる豈恐れざるべけんや

哲學の開祖たるソクラテス曰く人は才能有りと雖も其性質不善ならば明智の人と稱す可らず德行習慣とならずんば未だ有用の人と名く可らず又米國哲學博士ランダル氏曰吾人の天賦固有の道德及宗敎は能く永久に正理の涵養を全ふし最も生活上緊要の者にして吾人の社會生存上幸福安寧の善良なる品性と智覺の基礎根底を定むるに於て避く可からざるものとす諺にも呑舟の魚も碭れて而して水を失ふときは蟻能く之を苦め猛虎深山に在れば百獸震懼す而して陷穽の中にあれば尾を搖して憐を請ふと謂ふことあり罪囚と雖も獄舍の房中に在るときは嚴肅なる紀律と正實なる戒護とに束縛せられて其覇絆を脫する能わずと雖も一朝放免となり商法に工業に農業に其順風を得て好運に會するときは所謂一攫千金の利益を得て鉅萬の富を致し陶猗も三舍を避けて古の罪囚も驚がしむるものなきに非ず然れども吾人は斯かる榮耀榮華を夢みるにあらず其社會に出でて能く成功し再ひ地方稅若くは國庫の嚆矢者たらざるを期し以て獨立の人たることを望まざるべからず假令二度三度事志と齟齬し空しく河上の枯魚枝頭の窮鳥と成り餅囊空の運に會するも其百折千挫に屈撓せず奮起して思慮を運らし敏腕を振ひ堅確なる志氣を以てするときは艱難は最善の敎師にして智識は失敗より學ぶの譬へに違わず風雲に際會する時あらん豈獄は再び社會に出で、活動する義士を出すの城府なりとの格言は吾人司獄吏は片時か忘る可からざるなり彼の英米文學書の精鑑たるブンヤンのPilgim's progressの如きは其眞象を銕窓の裡に得たるものなること明かなり矣

草木は雨露の惠に賴りて生長すといふと雖もまた人工栽培之を涵養することを得る故に之を誘致すれば竹木の直きを以て之を屈曲欹斜すること勿からしむ又彼の猿猴を見すや之を馴致慣養するに法を以てし之を導くに忍堪を以てすれば能く人意を解して快走好笑の技藝より演劇舞踏を智覺するに至る如何に罪囚が人情に薄くして狡猾に走り道義の心性を胸裡に缺乏すると雖も司獄官吏が熱心に之を導きて道德の根底を情操の機關に貫徹せしめんと欲せば黠智潔癖の彼等と雖も貪婪猜

疑の彼等と雖も豈に育養の功を奏して豹變せずと謂ふものあらんや況んや罪囚と雖も萬物の靈長たるに於てをや父母の子を養ふ心誠に之を憂ふ故に呱々の聲を發する其喜怒哀樂を察し其蠢々の動作を爲すや其意を曉り鞠鬻の功決して輕疎になさず之を慮るの周到なる遂に有用の才たらしむ司獄官吏の罪囚を見る他日社會に再還せしめて其氣量才智果して能く一家を處理して再ひ國庫の蠧毒たらざるを期するにあり只會社の職人を仕役すると同く業作にのみ工錢の收益にのみ意を注がば足れりと爲さば歐米各國が刑罰の執行に重を置き社會の元々たる生民に蘇還せしめんと欲する趣旨と違わざるものあらんか嗚呼吾人が道德敎養說を主張するも個人待遇の上よりして其本性の異なるに隨ひ西洋の道德學と孔孟の修身論と能く參酌折衷して司獄吏たるもの常に言容の間に其道德の奧義を感覺せしむるの方針を取らば今日の如く個々眷顧庇陰を旨として偏に唇頭の諂諛を事とし誠實淳樸の氣風は全く廢れて譎詐澆季の者のみ跋扈し名奔利走滔々世を擧げて道德を失ひ混濁を極めて如何とするも可からざるに至る夫れ覺を司る者は全身の皮なり文字を知得するも本性あればなり或は頭痛火燒に逢ふときは其苦みを知り平和暢融なれば其樂を知る是れ等く人類の天より受けたるものにして決して幾犯を重ぬる罪囚と雖も本性の智能に於ては異なる無きと雖も只罪囚の悲む可き逆境に會したるは其胸襟の潔白にして清廉なること光風霽月の如き曇りなき中に淸淨高雅にして亭々たるこ

と泥中の蓮花に勝り一點疑なき玻璃の如き大切なる氣質の一を欠くは則道德其者の社會を高尙に支配すると謂ふことを重んぜざるの誤りなり左ればフランクリンは每にケートー氏の「余はこゝに止まらん。我等の上に神まさば。いな疑ふ可きもなく。神ますことは萬有が。運用を以て聲に換へいと朗かに唱ふめり。されば○すなり其神は。善○德を嘉し給ふらん。神の喜びめで賜ふ。其善○德を修むるは。これぞ幸福の道ならめ。」の作を座右の銘とせり

余一日閑暇を得て市中を逍遙するに街上小鳥を飼ふものあり能く籠中に慣れて食を啄み其止り木に休ひ頗る嚶々として囀りしが童子來りて此籠の戸を開放せるに此鳥は外に出でて少刻飛行し再び又來りて其籠の中に入れり實に能く馴致せることを驚きしが余は司獄吏として此鳥に於て一種の無情なる感慨を想起せり何ぞや此鳥にして童子が戸を開くに當つて去つて原野に翺翔するときは其鳥としての天賦自由は縱ま丶に收得することを得飄々翩々として蒼天を負ひ浮雲を亂し雲霓を絕ち梯閣に舞ひ玉樓を度り金谷に花陰に樹裏に逍遙して飮食を縱まにするを得ん綠楊にも歌ひ氣舒び心揚り愉快決して限られざるに然かも此の自由を願みず少かに一尺四方に出でざる籠中に一生を終るを樂む不幸之より甚きものあらん是れ習慣馴致の恐るべき誰か潛然淚に堪へざるものあらんや彼の罪囚が監房の中に習慣馴致を爲して三犯は再犯より更に刑期の長きを憂へざる寧ろ社會の自由なる趣味

多き生活を知らざる此の籠中の鳥と異なるものあらんや之を思ひ彼を思ふも道德を忘るゝより其身の鵺を受る甚きものあらんや茲を以て佛蘭西語の書中にも「公義ヲ行フコトハ義者ノ喜樂ニシテ惡ヲ行フ者ヲ敗壞ナリ悟リノ道ヲ離ルゝ人ハ死者ノ集會ノ中ニ居ラン宴樂ヲ好ムモノハ貧人トナリ酒ト膏トヲ好ムモノハ富ヲ致スコトナシ又曰ク惰者ノ情慾ハ己ノ身ヲ殺ス是ハ其手ヲ肯テ働カザレバナリ人ハ終日頻リニ慾ヲ圖ル然レドモ義者ハ與ヘテ吝マズ惡者ノ獸物ハ憎マル況ンヤ惡事ノ爲メニ獻スルニ於テオヤ虛僞ノ證人ハ滅サルゝモノナリト夜間猶責麪。浮生誰得免營々。一擔厨火雙鞋雪　鈴語丁東繞巷行。風雪を犯かして極寒の夜眠ること和わすして夜明迄溫飩を賣り廻わらざれば一家の妻子を振ふこと能わざるを思ひ知らんや誰れか同情の爲めに血あり涙あるもの泣かざるものあらんや此の苦き世を渡るも人の巾着どころか塵一つも不正の者は取らずとの精神こそ他愛の在る所ろにして假りに囚人の作業に十錢の工錢を得るには如何に辛勤匆忙を爲さざるべからざるか我身の測額を思へば人の不幸に罹るを知らる然らば被害者の怨恨察せらるべきのみ已れの苦痛を以て他人の苦痛を知らる勤勉力行は幸福を收るの鋤鍬にして錐股繩頸は我身の悲壞を挽回するの具なり我額に汗せざれば麪包を食ふ可らず佛經の不倫盜戒と曰ふ題にて爲家卿が「圭しらて紅葉おらじ白波の立田の山の同し名もうし」と永せられたるが如く他くまでも他人の物に思を掛けずして正直に世を渡るを知らしめ誠に我身を打つて而して苟も其痛きを覺へばん何ぞ必しも之を人に加ふ可き心起らんや自己を尺度にして人の批評を下だせば必ず邪推に陷せしむ職を獄事に奉する者終始此心を以て一貫し而して躬行の活模範たらさるへからす

余頃者書庫より Theory and practies of teachig と曰ふ書を讀みたるに中にホルランド人がアウバルン監獄を參觀したる實記あり之を抄譯せんに曰く

余信愛なる一友人の先導に依つて其地の監獄を一巡したるに男囚總計七百人歐洲に於ては決して小監獄に非るなり始め工場に至りて其器具の配置囚人の動作を觀たるに秩序整然として紀律嚴正一點の塵埃を止めずして靜肅なること殿館の如く規模締構頗る宏敞巨麗一目して神聖なる刑罰の執行場なることを敬せらる之より囚人が孜々汲々として作業に勉勵し居るの景狀は堂々たる社會の工作場に異らず特に其製品を見るに色澤形狀雅趣精巧にして其事物に意匠慘憺の路歷々として能く實用に適し毫も粗造の患なくして一徹の評を容る可き所ろなく余は一驚を爲さざるを得ざるものあり何ぞや獄衣を穿つて看守の指揮監督を受け役事に隨ふものを見るに全く容貌の溫雅實着にして秀美豊頰なるのみならず風采清麗にして善心の態度あるもの少からず余依つて以爲若し此囚人をして一朝獄衣を脫せしめ更に

市人の常服を着せしめば則ち儼然たる骨格外形は普通の工藝者と違わざるなり特に製作の獨得に至つては專門家も三舍を避けざる可からざるもの是唯智育は幼時よりの智覺に於て他の威儀堂々たる人と異なるなきと雖も此の獄舍にあつて不幸の生活を受るに至るは一に修身の一科則ち道德涵養の足らざるの致す所ろと言わざるを得んや恰も好し此日は土曜日なるを以て役事に就きたるの囚人は悉く一週間の定められたる作業の課定を終了し頗る愉快にして得意然たる顏色を顯わし皆な理髮沐浴等を終り次ぎに監獄書籍館(Prison library)に集つて之を誦讀することを爲せり蓋し囚人たるもの能く獄則を謹守し行狀方正にして役事に勉强するものは其賞譽として實益あり且つ改過遷善の資料たる可き書類は自由に貸與するの例なり此の日偶其監獄書籍館に近きたるとき二三の囚人來りて自己の望む所ろの書籍を出すものあり納むるものあり皆な欣々然として其擧動の端莊にして藹然たる辭氣の恫愒肝肺の情殆んど受刑の人に非るが如く余依つて嘆息して以爲是又智育を受けたるの程度は同じきと雖も德育を缺きたるの不幸なりと　此日偶二名の囚徒が犯罪の拷鞫を受けるが爲めに一室に拘繫せらる皆な重罪の者なり故に余等其室中に入り其人の容貌骨相を見るに居房の中間なる臥床の上に横臥せり彼等余輩の參觀訪問に到るを見て雙眸を開きて余を一瞥せり蓋し重罪を犯せし賊魁なるを以て夫たり依つて又思ふ此人も等く智育を受けたりと雖も修身上道德の一部を欠きたるの過ち恐れざるべけんや其翌日は則日曜日なるを以て余は四人が教誨を受るの實況を知らんと欲し午前九時教誨堂に至りしに四人は皆な禮容嚴然として堂中に聚り序を追ひ順を正して濟々峨々として鵷班鷺列沈靜の有樣を以て獸座す實に神を恭敬するの誠を顯わし所謂吾人の本分たる何れの時何れの事に拘らず凡そ爲すろあり悉く當に恭を上帝に致すべし想ふ所ろ言ふ所ろ行ふ所ろ皆な正に公義なるべし特に上帝禁ずる所ろの事を遠け若し心を盡し靈を盡し力を盡し神を尊び衆て人を愛す已の如くす是れ則ち上帝を敬ふなりとの道を明にし就中多數の囚人が一語も發せずして祈禱し善良の心を起し赤誠を以てせり既にして又た教誨師の祈禱 Prayer も終り琴を奏して一齊に讃美歌を唱へ而して暫くにして讃美歌も終り教誨師は聲を揚げて經典の章句を誦讀す此の間囚人皆な性に依り情に緣つて肅然として規の諸例を終りしか其間の靜穩なる毫も尋常の人と異らず余は益々身體五官を天より受けたるに違わずと雖も彼第の道德を他人に缺きたるが爲め今日の不幸に陷りたるを歎息せざるはあらざるなり而して教誨師は囚人に對して教誨を始むるに能く人心に貫徹して一々肺肝を透し諄々として倦まず囚人の智識を啓發し時として之を注入し專ら品性の陶冶に精神を碎き誘掖到らざるなく主道を以て依歸を爲

さしめ人を誨ゆるを以て樂となし眞學厭ず慈父の其子を指導するが如く天賦の特性に隨ふて薫育する其教誨演說の要に曰く

大凡此の國に於て多くの書を讀みたりと雖も遊民となつて國家の厄介者 hangeron や迷惑者を産したるは全く智育にのみ傾きたる幼年時代の教育の流弊である則ち偏僻にして片輪たる教育の誤りである則ち修身上道德の教育を尊重せざるが爲めに諸君が不幸にも久しく此の圄圄の生活を爲さゞるべからざるに至りたることは斷言するに遲疑せざる所ろである畢竟狡猾やら又は私利的やら色々の人物は養成したりしと雖も詮する所ろ國家に不必要なるのみならず社會の法律規則を犯し其風俗を亂し毒を流したる人物を作りたるは爭はれぬ證據であるされば今後國家の教育は須く調和 Harmony の文字に深く心を用ひざるべからず調和とは敢て高尚深遠なる解釋の意義を要せず總ての學問の上に於て相互の合一的總統主義である所謂智育德育の配劑其宜きを得る所以の方法を講ずるのである而して最も記憶すべきは時勢の爲めに必用缺く可からざる人物を作るを尊ぶのである元來義理人精を輕蔑したる私慾とは最も絶對的反對の地位にある道德の實踐躬行と謂ふことを教師の頭腦に能く出來上りたる上にて之を各個の上に施すことは頗る難事なることにて道德上の善人を作ることは直接に間接に犯罪を減少して諸子を放免後今より數倍の幸福を增進せしむるは疑わぬことである

人間は其天賦 natural endowment に於て決して同等の者でない抑も智愚賢不肖とは善惡是非曲直正邪を區別して其身に行ふ所以である又人に由つて個人性と謂ふことを正し其中庸を選ぶものである必ず道德と智育とを能く比較折衷して餘れるを矯め足らざるを補ひ其天然賦與せられたるの能力を適當に發揮せしむ可きものであるを察せず才智一方を重じて之を運用することを勉め已れ一個の利益を得れば足れりとするは折角其考へたることが國家と他人との間に毫も役に立たぬことなる固より道義と智識との合一は始めより個人性を滅沒するの趣意目的にあらずして之を鍛鍊し之を補正し之をして實利的に有効ならしめ隣佑相助けて社會の福利を增進せしむるものである

人間は母親の孕內より生出し上下尊卑の差別がある如何に生育の後も能く教養して學問の力を受けさしむるも此の差別を空くせしむること能わず只社會の現象上之を經倫するに當つて一人前の人間 Capacity of indirid ual と謂ふことに非常の重きを置くのである一人前の人間とは一人前の仕事が出來て人の世話にならず政府の厄介にならず譬へば納稅の義務を全ふして一家を保持し我妻子を養育するものにして純粹の公民を指すものなり假りに郵便局の書記長も一人前なれば配達人も一人前なり然れども獄中にあつて政府の御影にて衣食を受るものは一人前で無きこ

とは三尺の童子も之を知ることを得るのである此の一人前に足らぬ人間が多くなるときは國家は忽ち滅亡するのである若し國家が立派な一人前の所謂獨立自主の堂々たる權理ある人民のみを以て充滿されたるときは其國は世に謂ふ富國强兵の優等國である人間の敎化はつまり其地金の鍛練を重ずるものにて鍛冶屋が鐵を以て色々の物を作るが如く地金の變化を尊ぶのである決して敎化は婦人が化粧してお白粉を塗るが如き上皮主義の者でない決して生來溫順の役者が惡人の役を勤めるが如き者でない只內部の心理に由つて無形的に品性の陶冶 evolved character と謂ふて惡心を去つて善心に立ち還へり一日も早く一人前の人間に戻るを望むは監獄の本務である

然して其敎誨演說終るや又一齊に讃美歌を歌ひ更に亦た敎誨師は囚人が是迄の罪業たる徒らに害毒を社會に流がして法律を犯し道德を毀ち自己の自由權理を失ふて萬感胸に横り窮厄涙落ちて禁ずること能わずと雖も人類の生命。靈覺。智慧を賦與する所ろの全能全智なる上帝は慈悲愛憐を垂れて此の徒と雖も捨てざる所なればなりと依つて敎誨師は之を禱る或は囚人の家族の爲めに禱り或は其縲紲の中にあるを憂へて爲めに愛戀の情を通ずる其囚人が其以前社會に於て交際する所ろの知己朋友の爲めにするものありて又懇ろに之を禱る而して當時敎誨師はの囚人の一家及び幼時の發達其關係ある朋友の至情を語たるに當りては如何に剛愎頑陋にして下聞を耻ていよ〳〵學ばず上智を誹て益々愚となり譯け知らずに人を侮り暴横跋扈至らざるなく無暗に世人を睥睨して之を辱しめ道を聞かば嘲つて之を笑ひ人の忠告を聞くときは濫りに之を譏り所謂他人の缺點を發き自己の過ちなきをし頭を垂れて涙に咽ひ潜々として感歎息まざるものあり甚きに至つては其面を蔽ふて泣くものあり最後に至つて敎誨師は囚人の父母妻子の爲めに幸福安寧を希望し慈愛深き上帝は必ず之を助け救ひ賜わんことを禱り之にて全く敎誨の式を終り彼等は各々自室に散開せり

以上はホルランド人がアウバルン監獄を參觀したるの記なりしが其敎誨師が諄々として演說を爲すも皆な謹聽したるの時記者は附論して曰く全く此等囚人の幼時の敎養を想像せしむるに其感覺慈悲の尊ぶ可きを知り良心の理想に遂はざるを思はば如何にして人類の最大幸福を享有するに必要なる道德を欠きたるや畢竟其非常なる横暴悖逆に依りて此の綺錯狂逸なる罪惡を致すと雖も恐らくは皆な幼時敎育の時代に於て德育なる修身の科目に心を用ひざるの致す所ろに胎胎せざるはなし其法律を犯すの惡事に誘引せられて數年の久き禁錮の刑に處せらるゝも善心の感覺に勝つこと能はずして今日に至るを憤慨せり

又罪科學上犯罪の原因を推論するに心理を學ぶの要あり特に精神學 Psychology は

最も第一にして深く醇化上の原因Origin of Evolutionaryを鍛錬するにあり近頃スタンレー氏龍動に於て發行したるものを觀るに抑も精神論の總概分彙は今日最も社會の尊敬を受けたる學術にして進化的精神論なるものは則ち心理中良心各種の排列及其形狀の原始發達を探究するものなり特に人類内部の機關構造に對しては幼年時代より成年時代より成年時代に至るまで漸次序を追び進歩せる心性の開展を穿鑿して止まず又動物の生命に於て良心の有無を研究するは野蠻時代のことなれども是れ普通學上必ず人類の發達したるものにして毎に動物に於て心志の研究は比較精神論Comparative psychologyと唱へ人類下級の心志の研究は倫理精神論Ethic psyohologyと稱せり

又監獄學者の説に依るに人類の生靈は國家と謂ふ會社の一員なり會社の社員一同共に協力一致して勞を分ち業を執り以て各其生命を保持し相助け相讓り決して孤立單獨にして世に處せらる可きものに非ず故に社會なる人と人との間には自然一定の關係を生じて其行爲又一定の秩序あり此秩序は吾人人類たる者必ず從わざる可からざる所にして若し此の規則に從わざるときは社會は忽ち紊亂毀壞して人人は安全に枕を高ふして眠ること能わず此の關係とは君臣の關係に忠愛と謂ふ道德あり父子の關係に孝愛と謂ふ道德あり夫婦の關係に貞從と謂ふ道德あり朋友の關係に信義と謂ふ道義あり此道義なる者は自然の安寧幸福を保有する者なれば能く此の道德を遵奉するときは正當なる生活を得て社會の良民なり若し此道德に從わざるときは忽ち警官に捕われて監獄の罪囚たり故にフランクリンハ十三德を日々如何なる惡に染まざる乎を責め如何なる善を行ふかを樂み如何なる邪を去る乎を戒め如何なる禍を去る乎を謹む是れ道德の根本を養ひ罪罰を逃るゝ第一なり、我爲めに誘惑せられず惡徒の招引に會せず是れ道德の根本を養ひ罪罰を逃るゝ第二なり善人を見ては之に及ばんことを想ひ惡人を見ては自ら省せんことを要す而して貧者を助け隣人の好を享く是れ道德の根本を艱ひ罪罰をるゝ第三なり口を守る瓶の如く意を防せぐ城の如く心を守る忘想を起さず則ち口を守るは惡言を出さず身を守るは惡事を行わず目に邪色を視ず耳に惡聲を聽かず手に非義のものを動かさず脚に非禮の道を踏まず惡魔の誘を防せぎ惡黨の網を脫するを勉む是れ道德の根本を養ひ罪罰を逃るゝ第四なり人を壞ふ者を以て友とすること勿れ人の禍を以て喜とする勿れ是れ道德の根原を養ふて罪罰を逃るゝ第五なり過量の酒を飲むこと勿れ過度の饌を食すること勿れ過奢の衣を穿つこと勿れ過華の野に住すること勿れ過節の錢を費すこと勿れ貪慾の人と交る勿れ他人の口を信じて他言すること勿れ人の短を説くこと勿れ已れの長を誇ること勿れ是れ道德の根原を養ふて罪罰を

逃るゝ第六なり工は作業を勵む可し農は耕種を勤む可し商は賣買を勉む可し婦女は縫針を重ず可し是れ道德の根原を養ふて罪罰を逃るゝ第七なり平素事を辯ずるには老實公道を要し人を騙す可からず人を損し已を益すること勿れ是れ道德の根原を養ふて罪罰を逃るゝ第八なり非義の利を求むる勿れ自已の貨を誇る勿れ他人の物を輕ずること勿れ是れ道德の根原を養ふて罪罰を逃るゝ第九なり人と事を爲し工夫を曠ふすること勿れ人と約を定めて信を失ふこと勿れ人と交つて私心無きを勵むべし是れ道德の根を養ふて罪罰を逃るゝ第十なり

以上の社會を保持する道德の基礎に反對して犯罪者となつて囹圄に繫がれたる者をして犯行なからしめんか爲め警むへき項目を擧ぐれば

兇殺の企望怒りに乘じて人身を傷害する意志ある者故意を以て人命を殺害したるもの仇を報じて人を殺さんとしたる者女色に溺るゝもの事に因つて意の如くならざる爲め自殺したる者是れ道德を破つて罪罰を招きたる第一なり暴虐を行ふもの勢に伏つて下を苦めるもの强きを恃んで槍奪するもの人を欺くもの鰥寡孤獨を助けさるもの。善良の者を害するもの是れ道德を破つて人の惡を受け禍の其身に及ばんとする第二なり貪婪なるもの他人の財產を取らんとするもの謀計を企て人の財物を取らんとするもの是れ道德を破つて罪罰を招く可き第三なり邪淫の徒人の妻女を姦せんとするもの是れ道德を破つて罪罰を招く可き第四なり不義を行ふもの老實ならざるもの、忠實ならざるもの公道ならざるもの言ふて行わざるもの約して實行せざるもの是れ道德を破つて罪罰を招かんとする第五なり酒色に耽けるもの酣酔するもの暴飲豪食する者是れ道德を破つて罪罰を招かんとする第六なり心僞あるもの言議あるもの行詭あるもの誠心なきもの實意なきもの衆を待つもの是れ道德を破つて罪罰を招かんとする第七なり邪術を行ふもの覡巫をなすもの賣卜するもの是れ道德を破つて罪罰を招かんとする第八なり人を畏敬せざるもの神佛を崇拜せざるもの是れ道德を破つて罪罰を招かんとする第九なり潔淨ならざるもの憎恨を懷くもの邪汚の者私慾の深きもの是れ道德を破つて罪罰を招かんとするの第十なり

以上の所論敢て新なるものにあらすと雖も諸種の罪惡は各人道義の欠缺に原因するものなるを以て之れが注入に努め涵養に盡し有形的作業の奬勵と共に無形的本性を發揮せしめ犯罪者を根本的に救治せんと欲するの婆心に出つるのみ殊に軍事多端の際兆したる道義觀念を培ふの好機なるを感したるか爲に外ならざるなり

寄書

留岡氏の監獄教誨論を讀むて感あり

下總　齢堂

田舍の分監などに職を奉じてをると閑散な隱居仕業のやうに思ふ方もあらうが實際はさうでない、教誨教育獨もでやらねばならぬから仲々忙しい、デあるから同人諸君と協會堂に相會することが容易でない、ソコで毎月協會雜誌のくるのを何よりの樂みとしてゐる、此の雜誌により里ながら高論卓說を拜見して出京以上の實益と興味とを感ずるのである、特に二月發刊の雜誌に錦を飾れるは留岡氏の監獄教誨論である、余は大層有りがたく、感じた、則ち其の說くところ洋の東西に涉り說き去り演じ來たる滔々數萬言、恰かも孤舟を細流に掉すが如く或は巨艦の鯨鯢を蹴つて走るが如き感じがした、再三再四眼紙背に徹するほど叮嚀に拜讀したる結果俄然疑の雲は余が胸中にムク〳〵と起りきた、該論一編始終中を綜合して一言に約めたならば監獄教誨には耶佛儒神の四教が仲よくしてゆかねば効力がないといふに歸するやうである、而かも監獄教誨を佛教者流の專有かのやうに誤解せられて且つ政府の方策まで批難して自由信仰の自由を奪ふものとなされた、吾等田舍ものには寒毛卓立するやうな感じがした、

田舍ものは田舍もの丈けの愚論で而かも支離滅裂な三文の價値もなき駄辨否禿筆を弄し其所感を述べてみやうと思ひます、

政府は監獄內に宗教の押賣こそ許しますまいが、信仰の自由を奪ふやうな非立憲的のことは先づないとしてもよろしからう、既に明治三十二年七月內務省第七一二號內訓第六項の明文は『內外人ヲ問ハズ民間特志ノ宗教家等ニシテ其同宗派の因人ニ對シ薪臘說教等ヲ施サント乞フ者アルトキハ監獄規律ニ差支ナキ限リ成ルベク時日ヲ定メテ之ヲ許可スベシ』及び第九項第十一項を一見するときは信仰の自由を尊重せられこそすれ、之を奪ふなどゝは吾等の首肯し能はざるところである、

又氏の御議論の如く因人を宗派別にして各所屬宗派の教誨師を雇ふといふことは言ふべくして行れない、特に戰後經營てふ大問題ある以上は財政が許さないかも知れませぬ、それとも耶蘇教の牧師は其母國より資金を仰きて無給にてお勤め下さるかは知れざれども各宗派別の教誨師を雇ふこと、すれば單に佛教丈でも十三宗三十余派あるからには巢鴨の監獄にても神儒佛耶の色別けをしたならば十派以上になるかも知れませぬ、而すると十人以上の教誨師を要することになります、一監獄でこそ十人ですが小分監にても慥かに五六人を要するのです、此教誨師の多數なる丈け夫丈財政は勿論是の押送戒護等に費す看守も一人では足りないやうになりますから氏の御說は一の空想に過ぎないか知らんと思ひます、

氏は歐米通を以て自任して居られるやうですが亞米利加邊は如何です、アメリカは信教自由の國だとの事ですが縱令ひ入監せざる迄も米人の中にも無論佛教信者がありませう、日本の移民などで入監したものはありませんか、佛教信者の米人や日本移民が入監したとすると佛教家を教誨師として雇ひますでせうか、併し亞米利加は亞米利加日本は日本他國には頓着はない、日本に於ける耶蘇教徒の如くアメリカには佛教信者は澤山ないから日本にては耶蘇教者を入れなければならぬとの御說ならば又何をか言はんやですが、併し吾國數十百年の後ならば知らざること目下の處では一般が祖先傳來の宗教を已れの宗教と心得又四人も其考へを抱ひておるものが多いのであるから佛教者を以てするも敢て不當ではなからうと考へるが如何でせう、

監獄教誨を有効ならしむる方法につきて神儒佛耶

の四教が仲よくせねばならぬといふことについて氏は日本將來の監獄教誨は宗派根性があつては到底本當に日本監獄教誨の實効を擧けることは出來ぬとの御說であるが其宗派根性とは自讃毀他若くは反目疾視を意味するのであらうか、未だ監獄內に於て佛教家耶蘇教家互に敵陣を張りて口角沫を飛し爭鬪閧掠したることなければ將來ととかゝる非宗教家的の行動はないことゝ信ずるのである、此御說の出たのは多分先年の巢鴨監獄教誨師問題の餘憤か然らざれば將來教線擴張の準備か又は何かの壓迫を恐れこの防備かのやうに感じたが氏既に宗教家たる以上は余が感じたやうな賤劣なる精神より出たのでなく誠心誠意監獄教誨をして有効ならしめむとの婆心なることを信じて疑はぬのである、併し宗派根性は氏をして其地位に立たしめても耶蘇教臭味を脫することは到底能ばざる儀と察するのである、この臭味こそ則ち宗派根性と言ふべけれ、然れば其宗派の人たる以上は宗派根性のあつてこそ其宗派に忠實なる人といはねばならぬ、余が此に宗派根性てふは狹隘固陋の偏見をいふのではない、併し曲解かあらずか誨ゆるに吝みたまうな。

是より余も監獄教誨論を少しく試みようと思ふ、が併し監獄教誨を有効ならしむる方法如何てふ此問題を呈出せられたる當路者の眞意は那邊にあるかを窺ふときは從來の監獄教誨は無効に了れりと否認せられたかのやうに察せらる、果して然らば既往の無効の反證を檢擧し來りて然る後に有効の方法を議するを至當の論かと思ふのである、凡そ物事の改良進歩は既往の失敗の歷史に鑑みて完全の域に達せざるべからざるは論を俟たざるところである、此事業たるや醫師の皮下注射や賣物の切開治療の如く即功の見へざるを以て往々にして監獄教誨は無効に了れりと誤認せらるゝことあるは實に遺憾にたへざるところである、併し吾輩とて全然効果を收めへたりとは斷言せぬが少なくも其三分の一位は奏功せりと認めておる、當路者の多くは其三犯者の多きを以て無効の反證とせらるゝやうであるが之を教誨師の失敗のみに歸せしむるのは甚だ慘酷である之は皆司獄官が分擔せねばならぬ問題であらうと思ふのである、殊に聖人君子が萬代不易の道を說かるにも拘はらず往々遭難の厄ありたではないか、智勇兼備てふ圓滿なる教誨にあらざる限りは其言說が一々効果を收め得られやうとは思はれぬ、併し此問題も從來の教誨を否認したのでなくして將來益進歩の域に達せしめ有終の美を濟さしめんがための熱誠より呈出せられたのであるといふことは信して疑はぬのである、であるから余も又少しく有効方法の一班を述べその熱誠に答へんと欲するのである。

余は監獄教誨をして有効ならしむるには彼等の精神を或基點に集注させるてふ一言に過きないが其集注せしむる諸般の手段は仲々一言にして盡すことは出來ない、其集注といふても催眠術者のそれをいふのではありませむ、彼等の精神狀態は雜漠にして一定不動の根底がないから少事にも外界の誘惑に放散しやすい、監獄內に在りて監內のことは勿論監外のことをも事大小となく熟知しておるところから察すると此放散しやすい精神を神經過敏とでも申しませう、然し此神系過敏を鈍らしむるを或基點に集注するといふのではない、又消極的に彼等の品行を禁壓するをいふのでもない、要するに心的狀態を自覺せしむるにあるのである、こゝに至らしむるには完全なる監獄構造の力も藉らねばならず、又教誨師の撰擇を誤らざるは勿論、司獄官の手腕と職務上の圓滑をも計らねばならぬが此方面を離れて單に教誨師の職責のみから心的狀態を自覺せしむる方法としては教誨師の行動は則ち彼等の活模範たらざるべからざるのである、又崇高なる信念は言語に表はれざるも其信念の反響として彼等の心裡に映迎すべく則ち意思證契又は以心傳心の妙機なかるべからざるのである、併し此等無言の說教は上智のものにあらざれば効果を見ること尠ないと思ふ、然れば言論說法を以て彼等の多くを導き心的狀態の自覺に勉めざるべからざるのである、これは感情的なるも理性的なるも意思を鞏固にする方針を執ることは最も必要條件だと思ふ、萬人一律に理性的ならしむることも情感的ならざるべからずとも確定することは出來ぬ、面相の異なる如く犯罪の異なる如く其性質皆

各異なれるを以て應病與藥ならざるべからざるのである、其實證は自宅に引取りたるものに就き教誨の價値を尋ねたることあり家族あるものは『父母妻子に對する人情談が一番苦しい』といへました、其苦しいとは則ち良心の苛責にして一種の煩悶です、其煩悶を醫するにはイヤでも改良せねばならぬのである、又多少教育あるものに就き尋ねたるに『人情談は翁媼に對するお談議のやうですが系統的に人倫のお話が智識の上に光を與へるやうです』と答へました、偖父家族もなく教育もなきものは『衣食に差支へなければ惡事は致しませんⅡとのみにて教誨の批判はいたしませむでした、ですから監獄教誨は倫理學も普通道德も必要です併し此等の倫理や道德のみにて若しも宗教を加味せなかつたならば其說教は乾燥無味で藥を嚙むやうなものです、又此種の說教は學術演說に近い方で、此種の說教のみならば敢て宗教家の口を藉る必要はなからうと思ふのです、又此種の說教にては到底散亂せる精神を或基點に集注させ得るてふことは出來ぬのであるから何種の說教にしても宗教を加味して其調和を計からねばならぬと思ふ、茲に一例を示せば昨年迄の日露戰爭ですが國家一般が　陛下の大御心に酬へ奉らんとて精神を忠義の二字に注集いたしましたから擧國一致の實をあげることを得たのです、併し其道程は士農工商幼老男女千差萬別でしたが其千差萬別の中には皆忠義の二字が加味せられてあつたのです、監獄教誨の實を擧るにも彼等の精神を集注せしむへき目的物がなければならぬと思ふ、說く所は倫理なるも道德なるも將た情感的なると智力的なるとを問はず道德を加味せば其精神を集注することを得む、從て彼等の意思は非常に鞏固になるのである、精神を集注するといふことに就き明の釋智旭師の註解を加へられた四十二章經の中に是の如きことが出てをる

祖師曰く王試に一獄中必死の罪人を取て器に油を盛滿し其をして手にて捧げしめ四人の屠者に及を出して後に隨しめ若し一滴も失せずんば便ち其罪を赦さん若し一滴だも傾けば手に隨て之を斬ると云て彼と同く四衢に遊べ、王更に盡く宮女を出し音樂し偏處に歌舞して試に罪人に問へ何の見聞する所かあると、王其言の如くす、四種の女樂の叢中に偏歷せしむるに一滴をも墮さす因て其罪を赦し召して之を問ふ、罪人答て曰く我れ爾時に於て唯一滴も油を墮さば白刃頸に加ふことを恐る故に唯手中の油のみを見て更に他に見聞する所なしと』

是は一身の死を恐れて色聲の見聞に墮せざるを說明せられたるものなれども精神の集注は實に手中の油にありたることは明なのである、偖其精神の集注は難問題であるが集注し得たるものは自己の心的狀態を自覺したるものといふことを得るのである、又精神集注の或基點とは何であるか、之れ吾人が內界に反求して止まざれば人我の底の打ちぬけて始て空天に懸れる圓月の如き靈々照々たる絕對眞如の妙鏡を認め得たるもの則ち基點である此靈鏡に照されなば如何なるものも心的狀態を自覺することを得む、監獄教誨をして有效ならしむることは實に難中の難であるが彼等の精神集注に勉めて倦まざれば多少面目を新にすることを得むかと已れの短才をも顧みず誌上を汚すに至れり咎められずんば余の幸です。

教誨を有效ならしむる方法

大坂監獄　富松鐵研生

古語に聞く曰く物本末あり事終始あり前後する所を知れば道に近し矣と宜なる哉言や本末終始を明にせずして成立するものは未曾て是非らざるなり抑監獄に教誨を設けたる所由の者は宗教の力を籍て罪因の遷善感化を扶助せんとするにあり然るに宗教の何物たるを識別せず依賴的忘想に出づるを以て形式的に止り毫も其効顯はれざるなり夫れ宗教なる者は皎然たる天理の法則にして人爲の窺知し得可らざる幽境妙域に達することを得るの法なり法の尊崇すべきは諜々を要せずと雖縱令は水と油とは之を混合なさんとするも融和し難きものなり然るに之に施すに法を以てすれば容易に相融和するが如く人力の及ばざる神變不思儀の機關あるは此天則なり現時の教誨に就て之を觀察するに此

崇拜すべき天則に基かずして說敎を唯一の具となし之に由て四人を感化なさんとす誤れるの甚しきなり彼罪囚たるや同じく人と生れ監獄に拘禁せらるゝに至る所以の者は其因主種々なる可と雖之を畢竟するに七情の慾念に暗まされ自己の心月を暗々裡に埋り內心に罪穢を堆積し遂に包藏する能はざるに至り溢出して形に顯はれたる罪科則ち法律を犯すに至るものなり人の性素は善なれば惡事なることは之を了知すと雖自己の心月闇らきが故に之を抑壓すべき力なく罪なる者の爲却て誘導され犯罪を構成するものなり釋迦の如き至尊だも普通人民に於て之を濟度なすことの難きを歎じ給ふ況んや現時の凡僧其身の不德を以て汚濁を堆積したる彼等罪囚の心を動かすを得ん彼等に說敎するは恰も濁水を充塞したる壜の中に淸水を灌入せんとするの類にして如何ぞ一滴だも入るの理あらん由之觀之に囚人を敎化せんとする實に至難の業たり到底人智を以て企圖し及ぶ所に非ず故に之を感化なさんには天の法則ち宗敎に基因せずんば目的を達すること能はざるなり宗敎は還心傳心にして擧理言說にて之を人に施すこと能はず俚諺に謂ふ仙人は雲に乘じて天に昇ると是皆ち天法に則る妙要をいふなり天法にのり得れば直に天理人道に叶ふなり眞宗敎には六字の妙法ありと聞く此妙法則ち念佛の敎力にて夫の壜中の濁水を排出せしめ一滴の際あらば一滴の淸水を灌入し終に全く淨水ならしむるの法則ち根本的彼等が心の汚濁を洗滌して皎々たる心月を拜せしめば彼等は化して佛となる佛とならざるも亦普通人となすことを得此宗敎以外に如何なる妙法奇案を施すと雖其實効を奏すること難し矣現行の敎誨は航海に羅針盤なきが如く方向定まらず故は到底彼岸に達する能はざるなり敎誨師たる者豈顧慮する所なかる可んや余不肖なりと雖宗敎上に關し研究する所あるも未だ全く了得するに至らず他日將に論ずる所あらんとす然るに世人本問題を絕叫するに至る國家の爲豈默過するに忍んや玆に一言し識者の敎を仰んと

する所の者に於て他になしと確信す多額の費用を投じ設備され有るものなれば之をして完全に且有効ならしめざる可らず憂國の識者文の拙劣說の迂遠なるを以て之を無視するなく宜しく志の存する所を熟思察し本末を明にして以て大に之を敷衍し實際に適用するあらば監獄行刑の目的を達し國利を增進すること又尠少に非らざるなり

感武芳生君に問ふ

巢鴨監獄　常　久　生

辻生職を監獄に奉することと既に業に四春秋に至るも元來の淺學短才は到底斯道を益する明案なく只先輩諸士の是なりと敎ふる所に從ひ聊か對照研究せしことあるのみ故に今尙一の良考なし然れども今君の說を讀むに當りては些の愚考なき能はず之を以て吾輩の是と信ずる所を記して君に問ふ所以なり

君は大西氏（協會雜誌十八卷十一號八頁記事）の所謂未成年者の再犯を致すの境遇に投身するに至るは社會の風潮如何に依る云云を本年同雜誌第二號七頁以下に駁して再犯の罪を社會に歸するは到底眞面目の議論として迎ふる能はず善良なる社會は彼等不良の徒を容るゝを許さず寧ろ大に之を擯斥するものなり之れ社會か彼等に對する自然的制裁にして以て他を戒むる嚴戒令なり世は彼等の如き不良の徒を憎むは疾を惡むより甚だし出獄したれはとて何人か之を信用して共に齒する者あらんや之れを斥くるは當然の社會制裁なりと

然り現今社會多くの人は出獄人に對する風潮は實に氏の云ふか如く惡魔視して信用せざるのみか他を視て省きたるなり之果して文明國の人民の實情と謂ふを得る哉少しく二十世紀の空氣を呼吸したる者たらんには誰か之を甘受せん又東西斯道の先輩諸士に聞くも再犯の多きは出獄者に對する社會の同情の薄きに起因すと氏（大西氏）も亦絕對に再犯原因の罪は社會にのみありと云ふにもあらさるか如し然るに君は出獄者か叙上社會の制裁を犯罪の結果と覺悟し相伍に信用を得る迄耐忍せさるへからず然るに已れ未た力めす位置其處に至らす云云と元より一理なきに非らさるも是れ即ち一を知

りて其二を知らさる君の所謂我田引水論と云はさるへけんや到底吾輩の贊同し得さるの說なり

夫れ犯罪者は貧者、愚者、孤獨者等に多しと云ふ事は君と雖とも敢て排せさる所ならん富者、智者、親子兄弟等を有する者に比して前者の犯罪者を出すことの多きは少なくも七對三の比より下らさるものと信す勿論幾多罪因の中には後者に屬するものの中より出てしものもあるへし寡聞の吾輩全體を通して確然たる證言は能く爲し得る所にあらさるも吾輩の在る監獄の如きは（廿六七年ノ自己ノ統計）に依れは後者（生活ニ不自由ナキ資産ヲ有スルモノ又ハ有資產者子弟）に屬するものは拘禁全因の強に過す而して之等の中より再度犯罪入監せしもの（昨十二月マテ）は僅々二十七分の一弱に過きす之れに反して前者に屬するものにして再度入獄せしものは十分の三強に出す之唯一監獄の狹計なると土地（東京）の情況等に依るの差も大なるへきかを以て直に他を推定するは不可能の事に屬するならんも其大略を卜するに難からさるものと信す果して然らは何故に斯る比を生するやは多言を待すして自ら判明する所あらん勿論吾輩とて犯罪者を優遇すへしと云ふか如き極端なる論の主張を可とするものに非らざるも彼等出獄者を仇敵として入るに家なく勉むるに業なく倚頼するに親子兄弟なきか如きものにして如何に良心あると雖とも社會に於て同情以て職を與へさるに於ては彼等出獄者かを生を欲せは再度罪惡を敢て犯すに至らん犯罪の惡なるを知て之を犯すに忍ひ得すとせは是只自及するの外に策なきに至るやは明鏡に照して明なり而して之等の實例は吾輩等の以て實見せしものも亦一二に止らす

君は大西氏を評して監獄臭云云と云ふも吾輩をして忌憚なく君を評せしむれば監獄事業の何たるを知らさる門外士と雖とも君か如き說は文明の今日には能く云ひ得さるの奇說と謂つへし世の斯道者萬口一聲に出獄者に對する社會の同情の薄きを云ふの今日獨立之れを排して一說を立つる君の勇氣も亦愛すへし折角御自愛健全ならんことを祈る君曰く彼等の刑期を一年乃至三年に延長し……一度の入獄に因て徹底に悔悛せしむるの方針を採らは云云と謂ふに至りては君前提たる監獄の從來の習慣法規に晦し云云の結果ならんも氏の言も玆に至りては吾輩又一層默し得さるなり

夫れ刑期の長きは却つて彼等をして所謂監獄生活に馴るゝの弊に陷ゆるの多きは吾輩の實見以て確信する所なり世の斯道先輩諸士又知得を同ふする所ならんと信す而して君の曰ふ再犯豫防策として刑法上刑期の延長云云と云ふに至りては益々君の說を甘受する能はさるなり洋の東西國體の如何を問はす今時の文明進步の時世に斯る野蠻極まる立法者はなかるへし吾輩又隱に刑期の短縮を望むものに非らさるも處犯相當の罰期を出するか如きは不可なるのみならす近世刑の執行猶豫なる制度さい立法上採用するに至れる文明にも違戻するものと云はさるへからす而して君の曰ふ自然的制裁とか他を戒むる戒嚴令とか刑期延長等の眞理那邊にあるや淺學短才の吾輩の甚た了解に苦しむ所なり乞ふ希くは詳細なる說明を與へられんことを

終りに大西氏の犯罪行爲を誘導する罪因數數理式に表示せられし（略圖＝社會＋（略圖＋略圖）^{12}）に付ては些しく吾輩の贊すること能はさる所あり吾輩は犯罪行爲を誘導する罪因を左の如く解決せんと欲す（略圖＝略圖＋略圖）^{12} 而して之か卑見は今玆に開陳せさるへし

長松生君に質す

名古屋監獄　汪　洋　生

監獄協會雜誌第拾九號第壹號寄書欄內にて書信事務より見たる感化及希望てう名論卓說を寄書せられ已に敎養感化の何たるを解し其の一段に入らんとすと自稱せらるゝ點より考察するときは敎誨斯道の奧義を悟了せられたりと稱すべく縷々の卓見は能く敎誨任務にあらざる余輩等をして大いに知了せしめられしを感謝すと雖も君は書信事務より見たる感化及希望を陳述せられて刑罰執行上の感化を陳述せられざりしは恰も人物を畫きて眼球を入れざるの憾なき能はす又宇都宮監獄訓示第三號を謳歌して止まざるものなりと云ふに至つては余輩又疑義なき能はす獨り余輩のみならず多數中には同感の士も之れなきを保し難きを以て敢て明敎を仰がんとす希くは許容せられて垂敎あらんことを

元來書信事務より見たる感化及希望てう問題たるを以て監獄てう全體の上より見るとは大いに其趣味を異にする所あるは論旨にに明示せらるゝと雖も監獄は刑罰の執行所にして刑罰の執行は則ち懲戒を加ふるものなり懲戒を加ふるは惡所爲を戒しめ善所爲に感化せしむる最大主眼なりと信ず果して然らば善感化に誘致するは教誨師の獨占にあらずして一般司獄官吏の執務本領と稱すべきなり然るを教養感化の何たるを解せられし堂々たる教誨師の言として機徹を誤らず親しく彼等（囚徒）に接して教誨を加へ改善の動機を開發せんとするに於ては教誨師は看守長と同じく臨時看守をして目的の囚人を引出せしめ得るの道を開かざるべからずと嗚呼君の所論の如きは教誨に重きをなし遂に刑罰執行の本領を沒却し監獄をして教誨の專門所たらしめ刑罰執行は教誨の臀後に落つるの奇觀を露はすに至るべきなり如斯は能く本末を謬まらざる自然的と稱すべきか否な決して甘受する能はざるのみならず爲めに規律を紊亂するの恐れあり從つて刑罰執行に大なる缺損を生じ惑化上に障害を惹起するに至るも保すべからざるなり飜つて全國在監人の統計表を見るに何れの時を問はず初犯者より再犯者の多きは爭ふべからざる事實にして斯くの如きの現象は君の所謂善感化を與ふる實量の時機を誤れる結果と云ふべきが多數の再犯以上の囚徒中には然るものゝ偶々之れありとするも蓋し盡く時機を誤りたりとは唱導すること能はざるべし若し一强て時機を誤りたりと云ふに於ては余輩又何をか言はん唯呆然として口を閉塞するのみ

今看守服務は爰に省略すれども一々列擧するに於ては到底教誨師の囚徒に教誨をなすと同一視すべからざる至極複雜の事務に鞅掌しつゝあり然るを教誨師の心任せに臨時引出せらるゝ囚徒を一々戒護せんか多數に收容したる工場にては（假令教誨戒護ノ爲メニ看守ヲ設クルモ）教務所通ひに忙殺せられ日も尙は足らずと云ふ有樣にて今日の配置定員にては不可能と信ずるものなり況んや監獄は刑罰の執行は主にして教誨の如きは從たる任務たるにも拘はらず主たる任務の一般看守（教務所付ノ看守押丁ハ除ク）をして從たる教誨のため使嗾せらるゝに至つては誰れか適切の處置と稱すべく實に我田引水の論にして公平を保持する上に於て双手を擧げて贊同する能はず殊に教誨師の分任事務たる教誨を囚徒になすに於ておや然りと雖も君の所論の如くせば以て再犯以上の囚徒を全滅せしむるのみならず刑罰執行の最大主眼を貫徹せしむるの域に進むることを得せしむると云ふや又何れの監獄にも看守所及工場には囚人取調所の設けあらざるはなく加之監房の如き個所あるを利用せずして臨時看守をして目的の囚人を引出するにあらざれば善感化の動機を開發せざる如く唱導せらるゝは何故ぞ又刑罰執行上の感化と教誨上の感化とは治蹟何れにありや以上余輩の聞かんと欲して止まざる所なり

偶感錄

大阪監獄　霞山生

△曾て留岡幸助氏が、各府縣巡回の序を以て當監獄へ立寄られて、其際一場の談話があつた事は今尙梨々として耳底にある、扨は過日上の秘訣は愛本位でなければならぬと云ふ、尤も趣味遼々なる講話であつた、此の愛の說明が非常に流行ものとなつて、爾來愛本位の研究頗る旺である、と云ふ鹽梅で實に留岡氏の先聲が暗闇を照らしたとでも云ふか、爲めに監獄が非常に勇氣を增したかの感がある、氏たるもの復來りて監獄を稗益せよ、

△囚徒が不紀律に流れるの罪は決して囚徒に非すして、看守に在り、看守に非ずして監獄に在り、現に方今拜命する看守たるの人格を見よ、寔に寒心せざるを得ぬ、多くは所謂理想のないのが九分であるから無理はない、而し夫れでは理想の監獄とか、民心を陶冶するとか云ふ立派なる府は覺束ない、何故に人材を得ぬか、試みに先づ看守の俸給を見よ、次に看守の服裝を見よ、是れでは希みもなにもない、刻下の急務として人材の登用、服裝の改良を希むや切である、

△井上薇州氏が先頃本誌で、部下の違則を檢擧して得々たる上官があり、囚徒の違則なきを誇るものがある、之れ兩ながら誤れりと云はれたが、然り實に然りである、上官として此弊に流れ安いのは自然の數であるから多くを言はぬが、唯囚徒と

官吏との人格丈けは區別するを要す、世に人を使ふもの此陷井に墜去るもの後を絶たぬのも、必竟するに人を使ふの中庸を過つに出づとせば大に戒むべきなり、又愼む可きなり、

△德島監獄の大西辰衞氏が、幼年教育に就て縷々本誌へ載せて、其斯界へ光彩を放たれつゝあるは多とするに足るが、就中論文を讀むで、其奇警なる、顯敏なる、注意周到なるには實に尊敬を拂ふの躊躇せぬ所である、而して獨り幼年囚處遇上に止まらずして、吾人等を利益する所多夥である、而して人の習慣的心緒と犯罪の連絡を明に示されたるは、大に其勞を多とする而も直接に其の利益に霑沾した所が少なからぬから、吾人は茲に感謝を表するのである、

△本誌記者足下は論文を採るに理論を先とせらるゝ風がある、からして卓上論乃至虛論が出で、吾人同輩を利する點が實に稀れである、今少し多數下級官吏を益するの方法を講じられたい、或は實務上の討論とか懸賞實務的論文でも蒐めて、斯界の振興を助けては如何、實に本誌は其の機關を以て任ずるにあらずや、足下よ反省して監獄界の爲め先づ其改良の端緒として、下級官吏より精神的監獄實務の研磨に盡砕し皷吹的方法を採つては如何敢て問ふ豈夫れ感なき乎、

△囚徒を押送するに其費用の負擔が、之を受くる監獄より負擔すると云ふのは理由が分からぬ、同囚を爾來其監獄が經費を負擔するから、……といふ算盤から割出しを規定とすれば實に奇も甚しい此の負擔は平等負擔の原則に依り、控訴したる被告人は其監獄より即ち送付する監獄で負擔する方が相當であると思ふ、然らざれば大阪等の監獄は押送する事などは一つもない、かう看守の收入も從つて少ない、被告人を送るときは、送付監獄が經費を出して（警察傳遞でも）送還の際にも亦受くる監獄が負擔するのは薩張り五里霧中である、且つ實際に於ても不便である、から願くば來年度より改正を望むのである、呵々、喘々、

統計

○刑の執行猶豫に對する觀察一斑

進藤正直

刑の執行猶豫法實施以來早や玆に一周年を迎ふるに當り其結果如何は蓋し同人の最も知らんと欲する處而して其統計は未だ發表するに至らずと雖も大體に於て案外好成績なるは疑なき處なるが如し唯取消の事實は即ち失敗の現象たるも固より其絕無は期し難く最近の調査に依れば該法實施以來猶豫取消の言渡に依り入監したるもの

（一）猶豫の期間内に犯したる他の罪に付禁錮以上の刑に處せられたるもの……二十人

（二）猶豫の裁判前十年以内に禁錮以上の刑に處せられたること發覺したるもの……八人

合計二十八人に達せりと云ふ右は執行猶豫の事實壹百に付果して幾千の割合に當れるか是れ亦不幸にして姑く緘默せざるを得ずと雖も、若し夫れ之を料理吟味せんか該法の活用加減如何は略ぼ窺知し得ちるゝのみならず、將來執行猶豫の裁判上蓋し多少の教訓をも享受す可き頗る有益多趣味の材料たりと信す、乃ち左に少しく之が觀察を試み以て聊か當局諸賢の參考に供せんとす

先づ余が觀察の結果は概要左の如し

(1) 竊盜犯者は執行猶豫の目的に於て最も危險なる分子なり賭博犯者亦然り故に此兩者に對し執行猶豫を與ふる場合には特段の考慮を要す

(2) 猶豫後至再犯期間は一箇月内外のもの大半を占め其最も長きもの乏と雖も尚六箇月に過ぎず由是觀之猶豫期間は其最短期二箇年を改正して一箇年に短縮する方適切なるが如し

(3) 再犯者の刑は概して過重の嫌なき能はず蓋し人情の弱點に由るものならんも事實彼等の大部分は執行猶豫を僥倖せるものなりと云ふ果して然らば其責寧ろ當局者に在りと謂ふ可く假令刑の適用範圍内とは云へ殊更重きに處斷するは少しく酷なるに似たり

(4) 再犯者の殆と總ては執行猶豫の當時既に再犯者たる可き素質乃至境遇關係を有せし者なり

かゝる徒輩は元來猶豫法の支配を受く可き資格なきものなれば猶豫の裁判前須らく相當の調査を盡さゞる可からず

(5) 猶豫取消入監者の三分の一は所謂猶豫の裁判前十年以内の前犯發覺せるものなり

此事實は畢竟調査上の責任問題たればこそ余の今敢て云爲す可き限りに非ずと雖も其比較的甚だ多數を占むるは遺憾なり

さて猶豫取消入監者中所謂前記發覺のものは姑く措き、猶豫期間内の再犯者二十人に就き

第一猶豫期間と至再犯期間との關係を見んに

▲猶豫期間三ヶ年……三人
　至再犯期間（四ヶ月十四日……一人
　　四ヶ月……一人
▲猶豫期間二年六箇月……二人
　至再犯期間（二ヶ月十日……一人
▲猶豫期間二箇年……十六人
　至再犯期間（六ヶ月十八日……一人
　　一ヶ月十八日……一人
　　二ヶ月三日……一人
　　四ヶ月……一人
　　六ヶ月十八日……一人
　　八ヶ月……一人
　　十一ヶ月……一人
　　十二ヶ月……一人
　　十三ヶ月……一人
　　十七日……一人
　　一ヶ月十五日……一人
　　二ヶ月二十一日……一人
　　三ヶ月七日……一人

第二前罪と後罪との關係を見んに

▲後罪竊盜……十二人
　前罪（竊盜……八人
　　（贓物故買……一人
　　（家宅侵入……一人
　　（治安警察法……一人
　　（打創傷……一人
　　（陸軍刑法……一人
▲後罪賭博……七人
　前罪（賭博……七人
▲後罪揚帶……一人
　前罪（毆打創傷……一人

第三前刑と後刑との關係を見んに

▲前刑重禁錮十一月……三人
　後刑重禁錮（十一月……一人
　　（二月……二人
▲前刑重禁錮十五日……一人
　後刑重禁錮（二月……一人
▲前刑重禁錮二月……三人
　後刑重禁錮（一月……一人
　　（三月……二人
▲前刑重禁錮一月……一人
　後刑重禁錮（一月十五日……一人
　　（二月……一人
▲前刑重禁錮一月十五日……一人
　後刑重禁錮（三月……一人
▲前刑重禁錮二月……三人
　後刑重禁錮（一月……一人
　　（三月……二人
▲前刑輕禁錮一月……一人
　後刑重禁錮（十一月……一人
▲前刑輕禁錮一月……一人
　後刑重禁錮（十二月十日……一人
▲前刑重禁錮十一月……三人
　後刑重禁錮（十一月……一人
　　（二月……二人
▲前刑重禁錮十五日……二人
　後刑重禁錮（二月……一人
▲前刑重禁錮二月……一人
　後刑重禁錮（四月……一人
▲前刑重禁錮十五日……一人
　後刑重禁錮（十一月……一人
▲前刑重禁錮一月……九人
　後刑重禁錮（十一月……一人
　　（十二月……一人
　　（一月……一人
　　（二月……一人
　　（三月……一人
　　（四月……一人
　　（五月……一人
　　（六月……一人
　　（七月……一人
　　（八月……一人
　　（九月……一人
　　（十一月……一人
　　（十二月……一人
　　（一月……一人
　　（二月……一人
　　（三月……一人
　　（四月……一人
　　（五月……一人
　　（六月……一人
　　（七月……一人
　　（八月……一人
　　（九月……一人
　　（十一月……一人
　　（十二月……一人

第四猶豫後至再犯境遇關係を見んに

▲最初より執行猶豫の特典に預る可き資格なきもの……十一人
　平素不品行にして職業を勵まず猶豫の言渡を受けたる後も謹愼する處なく或は酒色に耽り或は博徒と交際し遂に再犯に陷りたるもの
▲執行猶豫當時の境遇既に犯罪の宿る處たりしもの……五人
　猶豫の言渡に依り出監し本籍地へ歸還途中妻子を中連れ旅費窮乏の結果再犯に陷りたるもの及赤貧にして猶豫出監後も口糊を凌く能はず遂に再犯に陷りたるもの
▲執行猶豫の同時に監視の必要ありしもの……三人
　惡友に誘はれ再犯を仕兼ねなくせられたるもの
▲不論罪たるかの疑あるもの……一人
　時々精神に異狀を呈し家人の監護を受けたるもの

○明治三十九年一月末日現在全國在監人員監獄表別（△ハ減）

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒合計
小菅	一、一四六	一	八二六	一	一、一四六
東京	五四三	二	一一	五	一、三七四
市谷	一、〇二〇	一	一一	二	一、二一二
鴨猟	一、〇五三	二九	一一	二	一、〇五五
橫濱	七七七	一	一一	一三	一、〇三一
浦和	七八七	一二	一一	一	一、〇三八
前橋	一、〇二〇	一	五四	一	一、二七五
千葉	七七一	一	八一	一	一、二七五
水戸	八一八	一	五四	三	八五三
宇都宮	六八〇	一	六五	三	八七六
長野	一、三六七	二	一五	三	七四七
甲府	四六八	三	一四	二	一、三三七
安濃津	七一二	三	一三	一	五〇一
名古屋	一、七七〇	三九	一三九	四	一、九五〇
岡崎	八一六	四	三六	三	八六三
豐橋	四九一	三	一五	三	五四一
金澤	六四三	一	二五	一	六六九
福井	三一三	二	四四	一	三七〇
岐阜	四五八	二	四九	一	四九〇
所澤	二一五	一九	二一	一	二八七
岡山	九一五	大	一一	一	九七二
濱田	一、〇四一	二	一一	一	一、〇四二
鳥城	一、〇八六	一	五二	一	一、〇八八
岡山	三五八	一	一三五	一	三五九
新宮	一、〇四二	一	一四二	一	一、〇四三
富山	二六三	三	一一	一	二六五
福岡	三五八	一九	一一	一	三七八
盛岡	三五八	一	一一	一	三七九
青森	三五八	一	一一	一	三七九

| 札幌 | 函館 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 樺太 | 十勝 | 計 | 走 | 戸 | 逸 | 島 | 崎 | 本 | 賀 | 分 | 岡 | 崎 | 池 | 知 | 山 | 松 | 島 | 江 | 取 | 口 | 島 | 山 | 戸 | 川 | 阪 | 都 | 田 | 形 | 秋 | 京 | 大 | 堀 | 奈 | 和 | 神 | 岡 | 広 | 山 | 口 | 島 | 媛 | 川 | 知 | 岡 | 賀 | 崎 | 本 | 崎 | 島 | 縄 | 太 | 勝 | 計 |
|---|---|---

| | | |

た靜岡縣の此の事業は全國第一番始めて御座いまして地方に頭角を表はせるは、實に光榮ある事業と云ふべし、余は視察の爲に本社に臨み親しく其實地を見て大に感ずる處あり、此に第三者の位置より現況に就て一言せんに、延原家長の注意は實に行届いて居る、概して職工などと云ふ者は、只命令に強制されて餘儀なくイヤ〳〵ながら仕事をするといふ有樣が一般工場の事實であるに、獨り保護會社は然らず或は傘を張り或は板を削り豚を飼ひ畑を耕す者皆喜んで樂しく働いて居る有樣が見へる、一家内は眞に愛と情とを以て滿ちて居る是れでこそ家長の骨折も見へ役員の盡力も顯はれると云ふものなり、余は實に滿足せり、金原和田兩氏の辭任は惜むべきなれど、井上、永井、橋本諸氏の適任者を得たれば前途益々盡瘁發展し、縣下の有志も大に奮て之を援助し、全國最初の會社たる我縣の名譽を完ふせんことを希望に堪へざるなり云々

同會社の定欵の一節

靜岡縣出獄人保護會社定欵

第一條　本社ハ靜岡縣各監獄ノ出獄者ニシテ本社ノ規則ヲ遵守シ善良ナル生業ノ途ニ就カント希望スルモノヲ保護スルヲ以テ目的トス

第二條　本社ハ靜岡縣出獄人保護會社ト名ク

第三條　本社ノ事務所ハ靜岡縣安倍郡安東村北安東貳拾七番地ニ設置ク

第四條　本社ノ資金ハ慈善家ノ義捐金其他ノ補助金ヲ以テ構成スルモノトス

第五條　本社ノ社員ハ本社義捐金ヲナスモノ及ヒ名望家ニシテ本社ノ趣旨ヲ贊成スルモノヲ以テ之ニ充ツ社員ニシテ特ニ本社ニ裨益ヲ與フルモノハ名譽社員トス

第六條　本社ハ在獄中ノ行爲ニ付キ司獄官吏ノ保護シタル者ニ限リ理事ヲ經テ保護ヲ與フル者トス但親族其他情願者アルトキハ其事情ニ依リ保護ヲ與フルコトアルヘシ

第七條　保護ノ期限ハ三ケ年ヲ以テ最長期トス

第八條　本社ノ保護ヲ得ント欲スルモノハ出獄前其情願ヲ爲シ且ツ在獄中貯蓄シタル金員ヲ本社ニ預ケ入ルヽ事ヲ要ス但特赦假出獄等ノ恩典ヲ受ケタルモノハ即日其情願ヲナスコトヲ得

第九條　被護者ノ預ケ金ハ本社ニ於テ利倍增殖ノ方法ヲ以テ貯蓄シ置キ保護ヲ解クノ際之レヲ還付スルモノトス

第十條　被護者ニシテ本社ノ規則及敎示等ニ違背スルトキハ其保護ヲ解クモノトス

第十一條　前條ノ場合ニ於テ本社損害ヲ受ケタルトキハ其預金ヨリ之ヲ辨償セシメ尙不足ヲ生スルトキハ本人又ハ情願者ニ就キ請求スルモノトス

第十二條　本社被護者ヲ口入スルニ當リ其備主ニ對スル責任ハ皆ニ契約ニ據ル

第十三條　被護者品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ歸善ノ實効アリテ他ノ模範トナルヘキモノニハ保護中ノ食費ノ幾分ヲ社費ヨリ補助又ハ保護ヲ解クノ際之レニ賞金ヲ與フルコトアルヘシ

第十四條　本社ノ社員ヲ定ムル左ノ如シ

一理　事　三　人
但互選ヲ以テ專務一人ヲ定ム
一評議員　若干名
一庶務委員　壹　人
一會計委員　壹　人
一保護委員　若干人
但常設一人ヲ置クヲ得
一醫　員　壹　人
一敎　員　若干名

○靜岡自營館の現況

同館は明治三十六年七月の創にして位置は安部郡千代田村下足洗の字法堂寺（靜岡を距る東北約一里）の村道に沿ひ同村小學校と相對せり前面に愛岩山を望み背後に清流をひかへ周圍に田圃、構内總べて一反九畝十七步菜園あり庭園あり池塘あり養鷄場ありて八疊敷三個の座敷は敎

場音樂に作業場に併用され階上の納屋は應接所と生徒の宿室に充てらる別に肥料小屋浴場の設けありて精神教育場としての好適地なり同館は日本メソヂスト靜岡教會牧師村岡菊三郎氏の單獨に發起し且つ現に其監督に屬するものなり

創立は明治三十六年七月一日にして規模大ならざるも不良少年を教養する組織に於て缺る所なし生徒には午前中普通學を授け午後は勞働に從事せしむるとゝせり勞働は一家經營の方法に依り或は菜園に耕し或は鷄を養ひ或は湯を沸かし又は薪割米搗をなし屋内作業ゝして封筒張をなさしむ、夜は自修せしむることゝせり豫て本曜日には音樂を教授し精神の感化に勉めゞ毎月二回眞球會と名くる文學的娯樂的の會合を催ふし同館事業に同情ある有志者を聘し趣味ある話を請ふことゝせり村岡氏は行きて午食を共にし晩食を同ふし或時は終日同館内に宿泊して聖書を講じ日曜日には生徒一同靜岡教會に集り午前中禮拜、說教を聽き午後は或は讃美歌の練習をなし或は聖書講義に列席するといふ同館教育上の主義は

第一　起居飮食を嚴重に節する事
第二　清潔にする事
第三　滿腹主義
第四　運動と作業の訓練
第五　社會の有らゆる境遇より遽斷する事

食物の誘惑なからしむる爲め一週間二回は晝間菓子を與へ又副食物は分量多く滋味に富めるもの給することに注意せり月曜日には午前洗濯、午後野外運動と定め、時としては拂曉より輕裝して山巓海濱に遠足を試む、褥内運動場には器械體操、擊劍ピンポン繩飛等の設けあり

同館の維持法は自費生よりは被服書籍料の外學費として毎月七圓を徵收せるも常に給費生半數を占むるを以て經費に困難を告ぐること少からず創立當時より同感ある人士の義損金を受くることあるも收支相償はず去一年間の收入三百九十八圓餘、支出九百八十圓餘差引五百八十三圓餘の不足を生じたりといふ、事情此の如きなるを以て勢ひ多數を收容するを得ず又生徒より徵收する金額を輕減するは遺憾なりと因に昨年末同縣會に於ては同館經費の幾分を補助するの決議をなせりといふ

雜錄

○西南見聞錄（五）

香川生

鹿兒島では女子與業學校を觀た、現在生徒は六百二十二人で定員五百八十名を四十名餘超過して居る裁縫刺繡染織造花幷に普通學を授けて居つて其成績は餘程顯著である、其組織等は昨年八月の雜誌に揭けてあるから茲で述べることを省く、鹿兒島で沖繩行の船便を待合せて居つたが定期でないから二十三四日に神戸から這入ると聞いた船も十四日二十五日と過きても這入らず愈二十六日に這入ると聞いて朝から乘組の準備をして再三聞合せるが薩張り要領を得ぬ、到頭二十六日午後晩く這入つて二十七日の午後二時頃に解纜したのであります……瀧船は廣運丸、沖繩の廣運株式會社の船……解纜して五六時間經つと雨が降る、鹿兒島の地續き、岬を離れると風が强く、不斷海上平穩であると聞いて居つた航路であるが生憎風が烈しくて船體の動搖甚しく、同室の婦人や子供と二三の男子は船酔ひし嘔吐をする、終夜眠り得ずして困難し、疲れ〳〵て翌朝十時頃、大島の名瀨へ着いたのであります、名瀨には鹿兒島監獄の大島出張所がある、そこで上陸して出張所を訪づれた、出張所には看守部長共看守は三人であつた、在監人は既決囚人六人未決被告人は五人であつた囚人の罪名は賭博男三人、竊盜男二人女一人で犯數は初犯三人再犯三人であります、未決被告人は官金竊取、官文書僞造、詐欺取財、故殺であります、交通不便でありますから囚人でも被告人でも判決確定若くは逮捕と同時に鹿兒島の本監へ送ることの出來ぬのが普通であります、大島に至ると沖繩に酷似た處が多い、沖繩縣の土人も隨分住ひして居る、山麓に芭蕉の多いこと抔沖繩と似て居る、内地で見馴れぬ草木もある、名瀨は相當に人家も稠密し商家軒を駢べ區裁判所郡役所、新に浪華銀行の支店も設けられた位の處であります、鹿兒島から乘込んだ同室の客人は過半殆んど全部上陸し

た、自分等は少憩の後再ひ乘組み午後二時沖繩指して出帆したのです、風は强いけれど前日とは違へ易い、天も晴れて甲板上の心地爽快である其上乘組人も前日よりは少く室内廣きを覺へる位である、……文豪奇蹟、社會主義神髓等……を伴侶として快く時を移した、夜は前日の睡眠不足を補はん爲めに平常より早く枕に就きまして左程に風の吹くのも船體の動搖も感せず寛々と夢を結ふことを得ました、翌日は拂曉から微かに水天髣髴の間に琉球本島を眺め、著港が待遠しく感せられ瞳を凝らして手招きするのであつた、近つくに從つて日は高く昇り金波銀濤相擊つて泡沫と碎ける狀、碎けた泡沫は巖角を舐めんとする狀を觀て胸が透いて、新なる思想を以て觀察すへく決心して着港を樂んで居つた、進行を急くほどに港を距る一哩餘の處に到ると艀艇は諸方面から吾々の本船を目蒐けて櫂き付ける、吾々は與獄始め警察當局諸士の厚意に依つて水上警察の艀艇に七人の操手に賴りて許多の艀艇を追越して、那覇の港（港名つくる丈でもないが）へ這入つたのである、這入ると土人は澤山に集つて上陸する人を環視して居るのでありました、港口で先つ眼に着いたのが土人が釣魚をして居るのである、結髮した男子……結髮と申しても舊幕時代の髷とは結方が異つて、月代を剃らぬチョン髷に金屬の簪を挾して居ると思へば大差はない……が長き鬚髯を撫て悠々然と竿頭に釣糸を垂れて太公望を氣取つて居る、これが第一着に注意を惹ひて島國の民、激烈なる競爭場裡に立つ抔の考もなく唯其日を過す至極氣樂の風が見へた、擊壤鼓腹の民とは此民を云ふか、何にせよ鹿兒島から海上四百浬を離れた孤島であるから自然見るもの、聞くもの奇ならざるはなしです

旅宿へ投すると警務長典獄其他監獄の方が五六人來て種々土地の風俗を承つたのです、それから幾時間も經ぬ内に土人の女の反物賣が來た、髮は無雜作に束髮風に結ふて大い箸の樣な銀の簪を挾して居る、反物を入れた風呂敷包を頭部に載いて歩るく……女は大抵の品物は頭上に載せる、笊でも桶でも、四足のある器物でも頭上で運ぶ、笊に米や野菜類を容れて頭部に戴き、兩手に子供を抱へて乳房を啣ませつゝ歩るいて居る、中には相當の大さある水甕勿論空甕の五個を頭部に載せて歩るくもある、二個を下に三個を其上に重ねて繩で括つて、それは實に巧妙である其點は小笠原島、八丈島と同じである……其反物賣が這入つて來るや否、「反物買はんか」と言ふ、遠慮會釋もあらばこそヅカ〳〵這入つて反物の風呂敷包を解き、「これ買て下さい」、「これ入らんか」と飛白やら縞やら單衣地單衣地を見せる、「縞柄が惡いから入らぬ」と言ふてもそれではこれ、それではこれと次きから次きと同一物を反覆して居る、其間に又三四人の反物賣か來る、其三四人が交々同しことをやつて居る、イヤ蒼蠅くてたまらぬ、仲間の者が互に笑ひながら語り、客に勸めて居る、決して仲間の者の商賣を妨げる考もなく、嫉む風もなく、又客が何と言つても些とも怒る樣なことはない、いつまでも執拗く要請つて居る處は支那人と異らぬ、態と追拂ふ樣に言語を交はされぬけれど中々上手に仕掛けるので、到頭當方で根氣負けして嫌や〳〵なから一反つゝを買ひましたのです、

氣候は意外に凌き易くて滯在中概ね華氏の八十六七度であつた尤も其季節は東京では寒い位であつたといふで私共の鹿兒島に居つた間抔は薄い夏の蒲團では凌き兼ねて、冬の蒲團を請求した位であつたから沖繩でも格別に暑くなかつたのかも知れぬ、が内地と温度の異るのは當然で米は二度收穫する位で恰も滯在中に稻を刈つて乾してあるのを見た、乾方は内地とは異つて、刈取つた稻を束にして其根を上に、穗を下に、束の中に包み込む樣にして乾すのであります、それから冬瓜、白瓜、茄子は非常に大きいのがあります、冬瓜の大きのは内地で西瓜を一切れ一錢二錢と切り賣すると同しく、縱に切賣して居る、それですから少人數の家では要る丈けつゝ買へばよろしいので至極便利であります、又甘藷は土地の特產で澤山の種類がある大凡二十種もあろう、上皮の薄いのも、淡紫色のも馬齒莧色のもあり水分の多いのも筋の多いのもあり中の黃色のもある、そして慈姑の如く水田に出來るもある、其味がそれ〴〵異つて居る、

そこで貧民は甘藷許りで生活するのもあるとのこと甘藷を三錢も買へは一日の食糧に足るそふであります、果物は龍眼肉、芭蕉の實、芭蕉の實は一個一錢五厘も出せは大きのが求められる、東京では八丈島邊から輸入する粗惡のものでも一個五錢でなくては買へぬ加之小店では賣らぬから澤山に味ふことは出來ぬが沖繩では充分にある、沖繩即ち琉球の中でも八重山のが芭蕉の實でも西瓜でも極上等であるとのことで臺灣のと同じです、草木は松はあるが梅櫻の類はない檳榔子棕梠芭蕉、蘇鐵は澤山なもので山でも野でもあれ、恰で雜草の如しで路傍でも石垣の間でも生へる、驚く程大きいものはないが夥しいのには驚く、田畑の境界でも蘇鐵だ餘り澤山あるので何にか利用の途はないか聽くけれど何もない唯農夫が野菜物などの種子を蒔くと小鳥が喙むので其害を防ぐ爲めに蘇鐵の葉を莖から伐り取つて種子の上に倒に冠せて置く、別段發芽を妨けることもなく宜しいとのことであります、蘭も五六種内地と異つたものがある就中なご蘭と云ふのは香氣があつて葉の多少大小に依つて價が不同で八九枚も葉があれは一圓四五十錢以下でない、それでも餘程諸處を奔走して買求めるのであります、偶々山に生へて居るのを見るのであるそふながそれも今では殆んと絶無であるから人の秘藏して居るのを賴んで買ふ位である、形狀は内地の蘭とは全く異つて正月に用ゆる、ゆづり葉に似た葉が一枚々々に出て居るのであります、魚類は臭くて味か惡い、左樣チョット磯臭い、臭くないのは僅かであるから臭くないのを食へるとすれば每つも同種類のものを食へることになる寧ろ澤山ある豚を食へるが宜い、豚の調理は土地柄で上手です

言語は通せぬけれども土地の人は大抵吾々の言語を解する又吾々に解し得らるゝやうに内地語で話すから格別不自由を感せぬ、唯土地の人と土地の人の話は吾々には解らぬ、私は着港の翌日宿屋から注意せられて途中で人力車に乘れば廉いと聞きましたから監獄へ行く積りで出た、人力車の駐留する所へ行つて、監獄まで行けと言ふと車夫は「オーライ」と言ふて顏を見詰めて居る、私は琉球でオーライの語を聞くとは思はないのでチョットと答へにまごついた、が直に思當つて「オーライ」とは「往來」で往復かと問ふのであると感じたので、イヤ往く許りだと答へるとウンと々々と頷いて六錢と答へたのであります、吾々に解るように言ふのでありましようが隨分閉口することがある、乘車賃は廉いもので那覇なればどんな遠方でも普通五錢です監獄へ行くには賃錢を取る橋がある即ち一人に付て三厘、乘車なれば車夫共六厘橋賃を拂はねばならぬので少し賃錢が高いのです、車夫は澤山なもので又隨分乘る人もある土人は人力車に乘ることを一の娛樂として居る趣で夕方になると稼きに出た女など我家に歸るに人力車に乘るのが多い、進歩黨の大津代議士中村法學博士も昨夏同地へ往かれたが同氏は曰く、今日の車夫は舊時の士族であつた、彼地では士族と平民との階級があつて士族は平民に向つて「車に乘れッ」と命令的にやるので餘儀なく乘るのであると語れたようであつたが私はそれは聞かなかつた、そんな事もあるのでありましよう、それで結髮して鼻下に鬚髯を蓄へた男子が腕車を曳くのですから餘程奇觀であります、村夫子らしい人物が車夫であるイヤ所替れば品かわる、乘つて居つて車夫先生の風采を見ると笑止しくて堪らぬ、土人に鬚髯を蓄へて居るのは澤山ある、鼻下丈けのも顏面一ぱい蓄へたのもある、髮は結髮でなく斬髮のもある殊に那覇は琉球での縣廳裁判所監獄警察所の所在地であるから土人の外内地人の移住したのも多く那覇人口の二分の一は内地人である、其内地人と軒を列へて商業をやつて居るから自然内地化して斬髮して居るのも多いが土人は五十歳前後位からは結髮し且つ鬚髯共に蓄へて居る、聞けば年老いて鬚髯を蓄へぬときは、隣人との交際が出來ぬとかの風習がある趣であります、中流社會の男子は男帶を締めて雪駄又は二枚草履で、少さい日傘を持つて居る、女は夏のことですから膝下までの平袖の廣く大い被布、被布といふのも變ですが其兵衛風の平袖の單衣を前で合せて合せ目を紐で結んで居る、前を合すにも右前のもあり左を前にするのもある帶はせぬ、帶は肉身へ腹帶をやつて居るが多

い、其腹帶へ上から衣類の合せ目の邊を摘んで挾さんで居る、尤もこれは下級のもので中流以上になれば、三尺帶又は男帶位のを衣服の上に卷いて居るのも見受けた、併し女は悉く猿股をやつて居る之は實に感心であります、女は概ね跣足で歩く男でも勞働者は同樣です、それから女は三十歳前後から兩手の指頭から手の甲手頸まで刺文を入れて居る右と左とは刺文の摸樣が少し異る、其女の曰く、子供を持ては大抵刺文を入れる、子供を持たなくも結婚すれば刺文をする、イマ結婚せすとも年を老れば刺文すると、現今でも悉くするかと問へば、イヤ警察で喧しく言ふので殆ど廢止せられたと答へた、夫から毎日午前八時頃から日の暮るゝまで那覇警察署の側に數百坪の空地に澤山の女が集つて種々の物を賣る、米も薯も冬瓜も又反物…多くは芭蕉布…を賣る其他日用の野菜下駄笠の類もある、私も面白半分に芭蕉布を素見して其價格を聞いたのです、初め宿屋の主婦が品物に三分の一位は掛直があると注意せられたので其駈引をする積りであつたが何分に首を振つて何事をか言ふが言語が解らぬ、仲間同士で何にか話合つて笑ふので終に少し値を負けさせて、買取つたのであります、段々長談議に亘るばかりで餘り面白くもありますまいが、風俗習慣の異る尚少し興味ある點を話したいから來月分の紙面を拜借致します

○小田原幼年監開廳式の概況

三月四日、春とは云へ餘寒烈敷其一兩日前は東京では雪降りであつたが有馬典獄から御懇切にも小田原幼年監が落成して愈當日開廳式を行ふから來て觀よとのことであつたから其狀況を見るへく同勢十數人で行つた、天は朗に暖かき日であつた、小田原へ到つて聞けば彼地では兩三日前雪は少しも降らぬとのこと、アゝ寒暑とも善い處であると第一着に感した、分監へ訪ると時既に豫定の午後一時の振鈴が過きたところ、東京方面からは清浦男爵、波多野前法相、河村次官、小河眞木兩監獄事務官、齋藤司法省參事官、山下營繕課長、高橋職員課長、豊野早崎兩典獄、留岡幸助氏、司法省屬官數名其他有志者十數名それから石澤讓吾氏は

齢七十を超へた身で能々出掛けられた實に其熱心と健康には驚かざるを得なかつた、横濱方面からは周布神奈川縣知事井上警務長石井横濱裁判所長を始め辨護士縣參事會員縣屬新聞記者、小田原在住の官公吏名譽職員監獄吏員の妻女百餘名で新築分監の事務室を式場に充てたのであつたが滿場立錐の餘地なく監獄吏員等は式場後方に纔に身を起して窺き得ると云ふ程に狹隘を感じた、吾々同勢が到ると直に金剛石の奏樂と共に開廳式は始まつた、先つ一番に有馬典獄の幼年監を特設さるゝに至つた由來及工事の報告があつて次に小河監獄事務官の演說、清浦男爵の祝辭的演說、澁澤男爵の内外趨勢を引證したる痛切なる祝辭(代讀)周布知事河村次官の祝辭朗讀、最後に有馬典獄の答辭があつて式を終了したのである、式が終ると典獄分監長及横濱から應援せられた看守長諸氏の案内で同分監の全部を觀た、新築ではあり有馬典獄の理想を實行せんとて計劃したのであるから立派なもの、監房は雜居制て通常四疊半敷六疊敷で二十三四室ある、室内に疊を敷き一隅に蒲團を積み重ね て置く棚がある、室の一方には書籍を竪に歳めるように鈎棚がある棚を四つに仕切つて甲と乙の書籍の混同せぬようにしてある、便所は外國人風に腰掛けてする便器である、食卓はいづれ室内に置くのではあるまい、二人づゝ列へる引出し付きのもの別に長腰掛がある、食卓の引出しは食器を納れるのであるとのこと、浴室も數個に分けてある浴室も炊場も連續して建てられてある蒸汽で湯を沸かし、水管で送るのです、洗面所は十人許り一時に洗はせる仕組みで一人一個づゝ洗面器があつて其上方に清水を貯へる長方形の一尺五寸深の木製の容器がある、其容器の一端の捻金を廻はすと一齊に洗面器へ水が流れ落ちるので時間を要せず至極便利である、構内の廣場には運動機械がありブランコ、棚、鐵棒抔中學校の體操場と異らぬ感じがする其外に體育用として輕便なる村田銃、銃劍、球杆、木製亞鈴ベースボール、も備へてあるそれから敎場は空氣の流通、光線の射入共に宜きを得て居る、一人一脚の机と腰掛が列べてある、其側には科書修身に關する掛圖、人體解剖模型圖

其他小學校程度の書籍教具が相當に備付けてある、工場教誨場は別に異つた點はない、監内の巡覽が終ると各自隨意に構内に設けられた商店に模擬した第一第二第三第四の休憩所に入つて御馳走に與つた、第一休憩扇はおでん、サンドウイツチ握鮓卷鮓、第二休憩所は蕎麥で第三休憩所は甘酒第四休憩所がコーヒーと南京豆、なか〳〵行屆いたものそれに監獄吏員の夫人連が部署を定めて接待せられるのであるから吾々は一層に其有難味を感じた「サアいらつしやい」と口馴れぬ御挨拶「お誂へせぬ前から爾ふ澤山出しては損になるでしよう」と揶揄するものもある、「熱くして〳〵」と蕎麥を喰立てるのもある、「微温では駄目ですよ」とコーヒー店へ前觸れするのもある、蓄音器に聞惚れて首傾けるのもある千態萬狀、紳士で候と威張譯にもゆかず何の階級もなく倶に打寛きて興する狀清楚坦々、大滿足であつた

左に有馬典獄の報告に小河監獄事務官の演說要領及周布知事の祝辭を掲げて一日の責塞きとする、これとても間違へがあるかも知れぬ若し誤聞あらばせば其責は記者にあるのであるから豫め斷つて置く

有馬典獄報告　幼年監を設くるに至つた由來は十數年前小河監獄事務官が神奈川縣典獄として在職せられた當時既に設立の議が起つたものと覺へる、幼年者を感化するには普通の監獄ではいけぬ特別監獄を設けねばならぬと云ふことは定論である、而して幼年監は種々の誘惑を離れた地に設けねばならぬ小田原の風土親切で空氣は新鮮である、誘惑を離れて居る幼年監を設けるに適當の地であると認められて居つた、小河君の典獄時代は地方稅支辨の時であつた其當時經費の都合で小田原の支署を廢するに云ふ縣會の意見もあり、内務省でも成るべく小監獄廢止の方針であつた、小河君は其衝に當つて小田原の支署は廢したくないと云ふ意見を主張せられた樣に聞いて居る、其後監獄は國庫費に移つたのと共に監獄整理の時機に逃み樣須賀支署を廢し同時に小田原に幼年監を設立する計劃を立て其實行するに至つたので實に時機を得たのである、時節を得たのであるが種々の困難ありしことを察せねばならぬ、第一に地所の撰定で最初第一、第二、第三と三ケ所を撰定して第一が極られば第二、第二が遲ければ第三と豫定した、之れには縣知事監獄事務官は非常に助力を與へられた、第一は小田原城趾の空地でありましたが第二は即ち此場所で知事は此地を以て最適當の地と主張せられた、現に此地へ新築して見ると此處が最も宜しい、今に至つて知事の先見の明に感服したのである、そこで愈決定したのであります然るに國庫の經費に移ると共に樣須賀支署を廢し小田原へ幼年監を設ける機會となつて、爾來多數諸君の御盡力に依つて經營宜しきを得て、茲に盛大なる式を擧ぐるに至り私の宿論を實行し得るに至つので衷心の喜びに堪へぬ、この點よりして諸君に謝するのである

特種監獄の必要　一般に認めらるゝ處で兩三年來一層其念を高めたのである、外國では幼年監の必要に就てはクレマンス十一世の主唱せられて以來夙に此設があるのであつて今を去る五十年前アルツセルの監獄會議で其議があつた位である我國に今日之を實行するに至つたのは、後れたものなること勿論である、犯罪の減少は犯罪の原因を杜絕するに在り、犯罪原因を減少すれば結果犯罪を豫防することが出來る、社會の變遷すれば犯罪の數を變遷せしむる、英國では現在囚徒は一萬二三千に過きぬ、其原因は一は檢擧便宜主義即ち犯罪があれば大小輕重如何を問はず何でも、檢擧すると云ふのではなく當局者の便宜である勿論重罪のものは檢擧もするが輕罪のものや犯罪者の行爲が社會の危慢に足らぬ之を罰するが爲めに却つて社會の不安を增加すると認むれば起訴せぬのである、一は一般行政官吏が貧民救濟等の豫防事業に盡力して居る、其他一般に認識せらるゝ減少原因は感化事業である、此等の事業に盡力するので犯罪人が少くなる、出獄人を保護するので再犯を減少することが出來る、豫防事業に力を揭すので犯罪人が減するといふ結果となつたのである、幼年者の犯罪は累犯者を多く生ぜしむる即初期幼年犯罪者の增加は將來危險の分子を多く發生せし

ので三十七年六月十九日に起工して三十九年一月三十一日に竣工したのである、經費は僅か一萬九百十六圓四十八錢九厘で坪五百四十四坪である　一坪の平均十二圓六十六錢一厘建となる總數地は五千五百十坪である、それで材料の大部分は舊樣須賀支署の建物を毀して此處に運搬して用ひたのです、而して建築は總て囚人の手に就つたのである、囚人を使役するとの困難なることは監獄專門の方は疾く御承知の事でありましよう、出來上つて見れば立派に見へるが、これは古材を利用して一片の木屑でも粗末にせず、中に木杭を掘出して其根の朽ちぬ部を仕上げたものすらある、其上に吏員も囚人も大工左官の本職のある者でないのである、此間に立つ吾々吏員と囚人との苦心は言語に盡し難いが全く吏員と囚人との精神と精神との抱合によれるものである、其困難を脫して落成を告げ今日に至つたのは實に嬉しくて堪らぬ、戰爭に勝て還ると首を抱えて泣いぬ者はないと聞いて居るが吾々の此度の喜びはこれ以上である、これ丈け出來上つたのであるが此れ以後はより以上の畢生の力を感化の事業に盡さればならぬ吾々の不肖唯其責を完ふし得るや否を恐る、先輩諸君並に地方有志諸君の御指導を願いたい云々

小河監獄事務官　私はこの幼年監が設けらるゝに至つたことに就ては深く諸君の御盡力を謝するのである、私から有志諸君に謝するのは深き理由がある、有馬典獄の逸べられた如く十數年前私の神奈川縣に典獄たりし際横濱に監獄改築の議が地方議會に起つた、當時内務省でも小監獄廢止論がある小田原支署廢止の議もあつたのであるが私は其廢止せられざらんことを主張し

むかものと認められる、年長けた犯罪者を感化せしむるよりも犯罪の幼芽と云ふへき幼年者の感化と云ふことの一層必要なることは明かである、故に感化事業少年教育事業に力を盡すことが急務である、幼年者は智慮淺薄で犯罪するとが多々あるのである、又實際幼年者には刑罰の効果が少ない、にも拘らず縱て之を罰すると云ふのは刑法の不完全でもある、既に刑罰の効果が少しとすれば之を處遇するに特別の監獄を以てするの必要が起る、普通の監獄ではいかぬ、幼年監には特に規律、作業、教育の三元素を要するのである、不規律なる生育、怠情なる性行、教育の欠缺は犯罪の主たる原因であるから之を矯正することを慮つてはならぬ、それから幼年者は摸倣の性質を有するものである人が或事を爲せば自己も其事をやつて見ようと摸倣するものである、故に其摸倣の性質、機會を利用して生きたる摸範を示すことにすれば効果があるであらうと思ふ、それから出獄後の保護であるが、折角特設監獄で矯正し得たりとするも普後の方法が適當に行はれぬときは再び犯罪することになる、概して彼等の犯罪は誘惑に抵抗し得ないのと、境遇の不良なるに由るのであるから出獄後の誘惑を除去することに注意し、決して惡境遇に放つことがあつてはならぬ幼年者は意思薄弱であるから誘惑に打勝つことが不可能である此點には充分の注意を拂はねばならぬ、監獄の處遇と出獄後の保護と相俟つて効果が擧がるのであると思ふ云々

周布神奈川縣知事の祝辭　本分監は幾多幼年者を調護陶冶せん爲めに建設せられたるものにして並に其感化圓監式を擧げらるゝは監獄設備の一大進歩として余の最も歡喜に堪へざる所なり抑も本監新營の計畫成るや有馬典獄は其位置數ケ所を撰み先づ余に地圖を提示して意見を徵す余之を按し其一を採て適地と爲したり尋で本工事は司法大臣の裁定を得られ其好適の地は當局の熱心と本縣官衙の助力井に地方有志の誠意を表したるに依り容易に之を得位置確定工程進捗遂に落成す而して其位置は當時余が適地と指稱したる所なりしより其喜び最も深し本監の工法は用意周密亦間然する所なし今より以降一層幼年者の感化上に至便を致し遷善に至るへきもの益々多きを加へ因て以て斯徒を率て國家善良の民たらしめ社會有用の材たらしめ能く幼者に對する治獄の至大目的を遂貫せらるべきは固く信ずる所と す乃ち今本監が朝野の協力に依り圓滑に滿足に進行せられたる第一着の成功を告くるを祝す

○中村分監の狀況一班

昨年十月鍋島監獄中村分監を以て懲治人幼年囚人を收容すること、なりたる以來昨年中同監に收容したる人員は懲治人廿一人幼年囚人二十二人此中當初收容せしは懲治人五人幼年囚人十三人にして僅々月餘にして二倍の數に增加したり而して遠に斯る增加を見るに至りたるは昨年來の囚作の爲め多數の貧民を生し一般に財產上の犯罪者を增加したる如く幼年犯罪者の數をも增加したるものにて四十人の現員中二十八人は竊盜犯にして貧民に依る者は在監者の八割を占むるに及へりといふ去れば同監職員は銳意補導に盡し不安の念慮を絕たむるに勉めつゝあり智育德育に就ては師範學校を卒業したる教師數師並に尋常科正教員の資格ある看守をして專ら之に當らしめ體育には軍隊教育を受けたる者をして當らしめ實業教育としては當初差當り桶工竹細工藁工の三種を撰み近來靴工裁工裁縫工を增設し從事せしめつゝあり尙將來耕耘を擴張する考案なりと而して各人の性行體格及學力を計り相當級に編入することゝせり同監教育規程の一節を擧ぐれば左の左し

教育ノ心身ノ發達ニ留意シ智能ヲ啓發シ德性ヲ涵養シ實業ヲ授ケ以テ將來良民タルノ基礎ヲ養成スルヲ要旨トス

教育ヲ別テ普通教育、實業教育、家庭教育トス

普通教育ノ小學校令ニ準據シ尋常高等ノ二科トシ實業教育ハ農業工藝ノ二科トシ家庭教育ノ普通家庭ニ關スル事項トス

教育ハ各自ノ性質體格經歷教育ノ程度及父母ノ有無家庭ノ狀況等ヲ審査シ可成個人的教育ノ方法ニ依ル

就學者ハ其性行ニ因リ左ノ四部ニ別異シ尙身體ノ發育ノ程度ニヨリ區分スルコトアルベシ

甲部　善良ナルモノ

乙部　普通ナルモノ

丙部　不良ナルモノ

丁部　最モ不良ナルモノ

但シ教場ニアリテハ甲部ト乙部丙部ト丁部トヲ合スルコトヲ得甲部ニ屬スル者ニシテ最モ善良ナルモノハ別室ニ移シ特別教育ヲ施スコトアルベシ

就學者ニ對シテハ身體ノ健全ヲ期シ三ケ月毎ニ健康診斷ヲ行フモノトス

尋常科ヲ卒業シタル者ニシテ將來生活上特ニ必要アルモノハ普通教育時間ヲ短縮シ實業教育時間ヲ延長スルコトヲ得

教育ノ成績ハ三ケ月毎ニ考査決定スヘキモノトス

修身科ハ學級別教授ノ外一ケ月一回以上個人ニ就キ適切ナル教訓ヲ加ヘ怠慢不規律ナル習慣ヲ矯正シ正直勤勉勇氣忍耐等ノ德操ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ

家庭教育ハ專ラ家事經濟社交衛生清潔禮式作法等ヲ實地ニ就テ示教誨懇切ナルヘシ

○東京感化院の近狀

東京感化院に收容せらるゝ少年の不良原因を類別すれば百分比例中、愛情の過度に依るもの二五、三、冷淡なる教育二、六、苛酷の教育二、三、遺傳の不良三、九、生母の不良一五、四、妾腹生れの者一、三、朋友の不良一五、四、地方風俗の不良四、二、家庭教育の不完全一五、四、無教育〇、七、不

詳一五、五にして從來の經驗によれば十五歳以上の少年は感化の望絶無と云ふを得べしと尚同院は戰後益々入院希望者の數を增加せしも到底悉くを收容する能はざるより目下は軍人の家族遺族等の外は謝絶するの止むなき狀況なりといふ、因に同院の感化を受け退院後就業せるものは四百六十七名なり其業種は官吏會社員新聞記者各種の商業工業漁業等多方面に亘り諸學校生徒其他外國在留の者も少からずと

○大阪堀川兩監獄移轉の建議

大阪堀川兩監獄は市の北部中樞の地にありて市の體面を毀損し交通を妨ぐるのみならず囚人の出入は風敎を紊すとの理由を以て之れが移轉を希望するもの多しとの事は豫て耳にせしことなるが今回同市會の決議を以て內務大臣に建議したる意見書は左の如しと

謹で白す案するに大阪、堀川兩監獄は明治十五年七月の設計に係り明治二十四年に亘り建築せられたるものにして其位置當時にありては人煙稀薄なる市の北隅なりしも市街膨脹の結果今や街區の中樞を占むるに至れりこれがため都市の體面を毀損するのみならず街區の整理を妨げ交通の便宜を缺き市北部の發達を沮み且つ囚人の出入往來は市民の風敎を害すること甚しく現に某小學校の如きは轉居の已むなきを致せり而して其構造は今日に在りては業已に舊式に屬し其位置と共に治獄上適當ならざるは當者も亦夙に認むる所なりとす故に今これを遠く市外に移轉改築する寔に喫緊の事に屬す政府に於て若し事に獨に從はんと欲せば現在の敷地及工作物を賣却するときは優に新監獄を建設するの費用を得へし所謂一擧兩得の策と謂はざるべからず閣下職司法にあらずと雖も事本市の公益に關するの故を以て敢て卑見を陳し閣下の前に具す閣下若し市民の衷情を容れこれに一臂の力を假すを客まるゝなくんは本市の慶や大なり閣下其れ納鑒を賜へ恐惶頓首

○死刑執行の不可能

米國にて殺人罪を犯したるハーヴエスなる者死刑の宣告を受けたるに同人は頭部に特殊の病ありて絞殺せんとするも果す能はさるに依り他の方法を以てせんとするも其方法なき爲め頗る措置に困難し居れり多數の意見は病を治したる後執行すべしと主張するも醫師は治療不可能なりと主張せりと該病は紐の如きものにて縛するも堅牢にして到底絞殺の目的を達する能はす斬首其他の方法を採るの外なしと司獄吏泣かせ病とや云はん

○大分監獄のいろは敎訓

大分監獄上田典獄は曩に修身敎訓及衞生心得を等編し囚人一般に諭すところありしが近頃また「いろは敎訓」を編纂し各監房に備へ又は囚人に貸與し看讀せしむることゝせり、此いろは敎訓の內容を一讀するに、いろは歌は空海上人即ち嵯峨天皇の御宇を於て能書家の三傑と稱へられた弘法大師の創作になること、涅槃經の中にある釋迦牟尼如來か顯證せられし宇宙の眞象悟道の妙理を說きし四句の偈文から出たので弘法大師が平易に領解せしめる爲めいろは歌としたのであると說明を與へいろは歌と四句の偈文を對照し

色は匂へど、……
散りぬるを、……諸行無常
我が世、誰ぞ……是生滅法
常ならむ
有爲の奥山、……生滅、々已
今日、越えて
淺き、夢見じ……寂滅爲樂
醉ひもせず、

で前半は天地間の現象、後半は悟道の妙理なりといひ次に岩見國履善のいろは歌と肥後國の惠證のいろは換へ歌を列擧して一層いろは歌の意味を對照するに便ならしめ更に詳しく解き示して、抑も此いろは歌の『色は匂へど、散りぬるを、』と云ふ上の句は人間萬事、諸行無常であることを花の色と香とに譬へたので芳香芬々人目を喜ばしむるのは花の全盛時代であるが『明日ありと、思ふ心の仇櫻、夜半に嵐の、吹かぬものかは』で『我が世誰そ常らん』も同樣、生者必滅會者定離であるから人間は壯年時代に能く智を研き德を積み職業勉强して質素儉約老後の爲め子孫の爲め安樂幸福を謀らねばならぬ『有爲の奥山』人生は果敢なきものであるとの思想が浮ぶと共に有爲轉變の峨々たる生存競爭の奥山に分け登り健全なる人世を築

き圓滿幸福の一生涯を成功したいとの望が起るのである、其感念よりして安心立命の地盤上に人生を成功すれば則ち『今日越へて』で『淺き夢見じ、醉ひもせず』で　名利愛慾に惑溺せぬ云々と平易に童幼にも解し得るを主としたるものなり、最初いろは四十七文字なりしを語調を明かにする爲め後世『ん』の一字を加へたるものなりと附言する抔最も親切に敎へたるものと謂ふべし

○火夫の傷痍治療料の支出に就て

發電機の故障に依り操縱中の火夫負傷したるときは、療治料を給すべきや給與するとせば準據すべき法規は如何と神戸監典獄より其筋に問合せありたるに明治八年太政官達第五十四號官役人夫死傷手當規則に準據し然るべしと會計課長より回答せられたりと云ふ

○貯金の奬勵

肥前唐津郵便局長山村直太氏は貯金を奬勵せん爲め「貯金の勸め歌」を募集したしとて其要領を掲載せんことを依頼し來れり左に摘錄す

貯金の勸め

一文體　新體詩
一字數　貳百四十字以內
一締切期限　明治三十九年五月末日
一賞品　一等　金側　時計　壹個
二等　銀側　時計　壹個
三等　据　時計　壹個
一懸賞當選の歌は斯道知名の士に作譜を請ひ唱歌として一般貯蓄思想涵養の資料に供すべし
一答案は前唐津郵便局內山村直太宛の事但答案接受の上は即時償收の證を發す
一當撰發表は締切期限より四ケ月以內とす

地方通信

道廼舍主人

○中國便

拜啓筆硯益御多勝奉賀候萬國監獄會議參列の小河監獄事務官も任務を了へ無事御歸朝相成候段斯道の爲め慶賀此事に候歐米諸國を遍歷し諸種の監獄及感化事業を研究し傍ら知名の士と往來せられた

る事なれば多忙を極め錦嚢を開やされ候事なるべく今や其錦嚢より光彩の發揮するの一日も早からんことは朝野の齊しく鶴首する處に候、承れば其所見の一端は協會席上に發表せられたりとか都會に起臥せらるゝ僚友諸君は既に其新說を聽き現今泰西の趨勢を領知せられ候何より御仕合の次第たしかに吾等邊僻の地に在る者より一日の長これあり欽羨の至に候、頃日の東電に依れば同氏には拜謁を辱ふせられ候由無上の光榮に候斯業に從事致候吾曹は事業の天聽に達し候を願ふと同時に宸襟を痛め奉り社會を毒する分子の多きを恐懼するものに候此上は百難を排し益々事業の爲めに奮進せんことを默契するものに候

『監獄敎誨をして有效ならしむる方法何如』に就き監獄協會に於て御意見を交換せられ候趣近來の一快事に候協會に於ける留岡佐々木兩氏の御意見竝に紙上に發表せられ候御意見等何れも面白く拜誦仕候吾等も卑見を發表し御批判を仰き度候へ共本便は締切期日切迫候に付後日を期し申度候、中には「有效ならしむる」云々に就き敎誨の効果とは何如悔悟遷善を意味するや果して然らば悔悟遷善は敎誨の獨占にあらず抔と御論說せらるゝ方も有之吾儕亦其疑問は第一着に浮び候へ共既に發表せられたる意見も有之候事に付其點に就ても御論談せられざる限にもこれ無かるべく、若し强て問題の範圍不明なりと思料せらるゝに於ては『監獄敎誨論』として論說せられては何如、而して本論に關する先輩諸君の御高說こそ愼重の態度を以て傾聽いたさんものと存居候、この後とても監獄事業に關する討論會筆戰會の數々催されんことは最も希望する處に候

當地方に於ては別段御報道に値すべきもの無之候へ共近來大坂地方の裁判所に於ては不良少年の犯罪に對し情狀輕き者は父兄其他の保護者を呼出し訓戒を加へたる上引渡しつゝあり保護者なく又は情狀重き者に限り懲治上に收容することゝし其懲治處分も二三月の短期にあらずして一ケ年以上と致候由斷罪理法の一進歩と認められ快心の至りに候幼年者の犯罪に刑罰を科せずして主として懲治處分に對するの傾向あるは全國其軌を一にするの

感有之候へ共父兄其他の保護者に監督の責任を負はしむるに至れるは耳新しく聞く處に候而して同地方に於ける不良少年の增加するは物價騰貴の爲め父兄等の窮困するの餘り流離困頓するに因るのことに候これ蓋し大坂地方に止まらず京濱地方も亦其傾向を免れざるもの丶如く東北地方の凶作は同地方の不良少年を增加する原因たりとの報も傳はり候此際司法當局者も大阪地方に於ける司法當局者の措置を一考し司獄官警察官及慈善團體と商議を遂げ濟世の方法を講究し一面懲治處分に付せられたる者は司獄官の辣腕に依り機宜の運用手段を施され候樣希望に堪へず候草々

○金澤便り

（七尾分監火災に就て）

地方部の一人

第十八卷第十二號本誌上に於て客年十一月二十五日縣下七尾町火災の際七尾分監か四邊猛烈なる火焰中に包圍されしも同監獄員か防禦に依り幸に危難を免れたる實況を詳錄せられたる處より脫することを得たるの實況を詳錄せられた

典獄か同監へ出張に隨行し其狀況を目擊したるものあるか故に可成重複の點を避け多少補遺せんと欲す

七尾分監は明治二十八年同町出火の際一度類燒の災禍に罹れり今回同地大火の報に接するや心私かに前轍を踏むなからんことを祈れり當時公設電信不通の爲め僅に警察電話の便を以て同監の情報を知るのみ然るに報告前後相反し容易に眞相を得る能はず依然として存在するを見且つ在監囚人の無事なるを見て典獄始め一同の胸中驚喜の感交々起り先つ其無事なりしを喜へり

當時同監の防禦は實に豫想外の困難を極め到底拙筆の悉く之を寫し得へきにあらず而も能く同監を全ふすることを得たるは所謂天佑に歸せさるを得さるも亦職員か防禦の機宜に適したるものあるに由らすんばあらす然るに職員は終始毫も効に誇るの狀なく唯問に應して其狀況を答るのみ殊に職員二十有餘名は同監の防禦に從事中自家を燒失し鎭火後數時間の後に至る迄妻子の安否を知らすに出張の當時に於ても未た之を知らさるものありしと雖とも敢て請暇を云ふものなし而して一行は職員の話る處又視る處に依て如何に消防の困難なりしかを推し且つ職員の心情を洞察し同情の念に堪へざらしめたり此間典獄は且つ聞き且つ慰籍し直に休養を與へ尙ほ罹災職員に對し直に監獄職員を以て組織する園友會より金六拾七圓及び必要品を寄贈し又自ら金若干を之に惠み遺憾なく之が慰籍に努められたり

出張當日典獄は殆んど徹夜全力を其の善後策に傾注し翌朝罹災者の家族を避難所に訪問し懇切に慰籍せられたり當時罹災者は數戶一室に雜居し剩へ身邊何等の什器を有せす實に悲慘にして殆と之が慰籍の辭に苦みたり且つ當時一時飯米用白米缺乏し余等一行すら尙外國米を以て口糊を凌ぎたるに依て見るも各罹災者が如何に困苦を極めしかを窺知するを得べし

吾輩は罹災職員が窮狀を目擊し同情の念切なるものものありと雖とも同一監獄に奉するの關係上自ら之れを同人社會へ訴ふるは何となく憚るものあり躊躇せし折柄本協會編輯諸氏の筆に依て其狀況を且熱誠なる同情を表せられたるは深く感謝する所なり

凡そ人の不幸に際會するや知已仁人の同情慰籍を受くるより喜びの優れるものなし災後一日を隔て元監獄局長久保田貫一氏より罹災職員に對し同情溢るゝか如き電報に接し直に典獄より之を罹災者に傳へられたるに一同をして大に感激せしむるものありたるのみならず困憊の職員をして奮然勇氣を惹起せしめ前日の勞を一掃せしめたるの觀あり後局長閣下より復び懇篤にして深厚なる辭を辱ふしたるときの如きは職員は一齊以て無上の幸榮と爲し唯感涙に咽へるのみ爾來罹災職員は疲勞尙癒へず一家の處理未だ整はざるものあるに拘はらず進んで職に就き專ら善後の措置に盡したるが爲め同監の秩序は案外速に恢復することを得たり誠に

當時局長閣下が同情は罹災者を慰籍したるの効勘からざりしなり

七尾分監火災の報本省より各方面に傳はりけん早くも市ヶ谷監獄職員より金拾貳圓續て東京監獄職員より金拾壹圓監獄局員同上より金拾圓小菅監獄職員より金七圓青森監獄職員より金拾圓次で函館監獄職員より金八圓山形監獄職員より金二十圓五十九錢名古屋監獄詰看守鬼頭信太郎氏より金一圓五錢臺灣嘉義支監員より金八圓八十錢を各罹災者に寄贈せられ總額八十九圓四十四錢に達せり其他山口富山長崎神奈川浦和各監より書面を以て同情を表せられたり而して寄贈金は其都度典獄より之れを罹災者に配付せられたり各監職員が同情に因より甲乙あるなしと雖も就中名古屋監獄詰看守鬼頭信太郎氏が滿腔の同情を表して單獨に金圓を寄せられ均しく斯道に身を奉するとは雖ども而も其行政區を異にする臺灣監獄職員より遙かに金圓を寄贈せられたるは特に分監職員の感謝する處にして如斯各監獄職員の熱誠なる同情は獨り罹災職員を慰籍したるのみに止まらず他の一般職員をして忠實報公の念を旺盛ならしめたるものあり今や同分監に於ける各罹災者は右等同情を賜はりたる各仁人に對して將來一層職務に盡瘁し其効果を以て鴻恩の萬一に酬ひんことを期待しつゝあることを今回同情を表せられたる各諸彦に對して申報するは無上の幸榮とする所なり

協會記事

客月二十五日本會茶話會に兼ねて新舊司法大臣次官監獄局の送迎小河監獄事務官の歡迎會を開き席上小河氏の萬國監獄會議の經過及歐洲監獄事情に關する詳細なる新見談あり次に清浦會頭は小河監獄事務官の勞を謝し併て將來事業に貢獻せんことを望み尋て歐米諸國就中獨逸英吉利に於ては種々改良上に經畫したる事業も戰役の爲め頓挫したるも實例あるも我國其轍を履まざりしは我文明進歩の上に確固たる基礎あることを中外に示すものにして監獄當局者の力與て大なりと說き最後に微罪不檢擧犯罪人を減ずると共に獄に繫がれたる者は監獄當局者に於て改善の實を擧ぐべしと警告せられ、次に松田司法大臣は就職以來議會の會期に際し事務多端未だ府下監獄をも巡視するに至らざるも茲に諸君と會し殊に小河事務官の獄事談を聞き感ずること深く、監獄の目的は囚人の改善感化なり、罪を犯す者を獄に繫ぐは社會正當の防衛として止むを得ざるも特り防衛を以て足れりとせず犯人を改善感化せしむるは法律の目的なりと述べ、進んで戰時に於て囚徒の獄則を謹守したるは當局者注意の然らしむる處にして多謝すると共に戰時のみならず平和克復の今日將來に於ても盡力する所あるを望むと結び退席せられたり終て各自會食に移り談笑多時散會したるは午後七時なりき當日來賓及會員の記臆に存するもの左の如し

因に小河氏の萬國監獄會議の經過及歐洲監獄に關する談話は本號揭載の筈なりしも其運びに至らざるを以て他日本誌に揭載すべし讀者諒とせよ

來賓

波多野敬直　松田正久　織田國臣

石渡敏一　安樂兼道　久保田貫一
渡邊暢　奥宮正治　河村讓之助
齊藤十一郎　讀田五郎　高橋文之助

會員

松岡茂八　飯島林平　飯泉安造
中田逢治　松本一次　原口淺太郎
藥川兵治　小島伊勢藏　近藤直定
尚島儀之助　佐々木重吉　富永實文
吉田榮治郎　岡田健太　進藤正直
兒島三郎　央戸義晨　櫛一
田代貞固　山田秀一郎　齋藤慶三
村田熊造　西元龍拳　土屋秩治郎
肥後盛至　淺田廣輔　中塚榮助
金澤公炳　齋藤潔　河內惣一
美濃部龍吉　總永忠吉　佐々木俊太郎
其田利作　住江敬義　多田正廣
福村太三郎　西村駒治郎　古矢嘉助
清水盛準　中谷一夫　豐野胤珍
內野良三　山口知信　藤澤正啓
佐藤鐐太郎　野澤九作　石澤隱吾
永田包雄　西澤榮太郎　松井總吾
武藤盛美　高野三郎　歐訪善太郎
吉野維一　秩谷忠　古谷繩夫

佐々木惣一　右田廣愛　所力　藏
小澤千代藏　野澤淵吉　大橋保谷
丸山信之　藤野快就　原田三男雄
佐田諸吉　鎌田眞平　杉浦覺龍
吉川一江　近角常親　佐藤省吾
白井勇松　神野忠武　原　胤昭
竹内明　高木光久　角尾小彌太
永田直之亟　杉野喜平　江澤精造
早崎春香　有馬四郎助　神尾虎之助
山上義雄　眞木喬　小川滋次郎
卽南於莵吉　大石德夫　坪光區太三郎
川石基之助　上野良藏　武田慈宏
香川又二郎　土屋直文　富樫信淳
楠本國太　高谷嘉太郎　逸見結之助
遠藤金美　磯村政富　早川直享
佐野尚　古野嵩央　宇田德正

●山口支部の茶話會　客月十日茶話會を開き茅野饒亮氏の凱旋を祝し、典獄の戒護に關する注意談あり續て伊藤重忠氏は正義、岡村武一氏は戰地行動、田村彌三郎氏は事實と眞理と題し、宇宙物は物質以上に存する力即造物主の存在を認めざるに於ては之が解決を爲すを得ず眞理を尋究して之に當らば眞善美の理想や玆に始めて成らんと述べ最後に藤永助作氏は文明と犯罪の關係に就て文明進歩は罪質を變化せしむる事實ありとて學說を援き犯罪の原因を縷述して局を結びたりと

●小河監獄事務官は時々清國留學生を延き我國監獄法令又は狀態を說きつゝあるが過般吾盤獄協會に誘ひ其組織及實況を解示したるに留學生一同耳目を新にするものありとて深く其厚意を謝したるが其一人李時敏といふは卽日左の一書を裁し小河氏に寄せたり

小河講師於丙午三月十一日招同學參觀監獄協會卽事賦成錄呈

敎政

茫々大地博公理貴在人胡爲萬斯年戕類生苦辛
我聞古在昔蚩尤至不仁劓刖與梏黥淫威刈蒸民
軒轅旣平亂當使宇內新何爲五刑制綸毒流無垠
可憐睥睨石上重足寒金鈎商鞅慮因時適赤渭水瀕
自令殺氣盛車裂轘塞秦漢法約三章繩苛越等倫
賈高謗灼偏燀鑊悲宮嬪髡鉗役城旦輕罰惟鬼薪
直逮文帝朝始完斬趾身仍留蔽非惡懲笞及大臣
御牀帝擂鄧土芥逃逸巡張湯取貴顯乘此窺窦孽
羅々酷吏傳揚々各公卿深文周內心出入誰則均
至如漢室季顚倒憑屈伸封侯曲若鉤弦直棄市陳
鉤黨競逮捕紓戶寃沈淪下至南北朝斧鉞隨怒嗔
諫書先解頤莫得批逆鱗唐傳來周慘鍛鍊爐成眞
趙宋尙寬厚滑手戒自辰　當時有怒置重辟寃文正曰天子少年不可導以寧滑而止
有明杖廢酷汜濫無揖紳笞背創生蛆寮吏咸棘荊
詔獄左光斗除糞史道鄰膈擠手遽天屋赴傷我神
此痍今少瘥想像聞吟呻那知十九世博愛超英倫
遂將絕對患歷々種善因依然衣食住俛仰同乾坤
工作各有業規定各有循象刑遞叙育圜土愧奐輪
是爲仁壽域登臺熙物春亞東慈善家

小河道德娓招來觀協會豁達無域睒流覽圖書周論
說資珮珍柙中圈兕虎郊極遊麒麟初雛習慣異其
究同一馴願言告祖國皆尋問道津陽和扇淑氣氷
霜晞嚮晨那不暢生機匝宙重巽申我哀矚拳刖尤
悼孫子賓長宏竟化碧信國聞青蠅不逢進化世正
氣無與振

湖南留學李時敏稿

新刊廣告

同人士共著

変在之友

洋紙菊版美本
全製本大和綴
實價參拾五錢
郵稅六錢

目次

內篇……○第一章　信仰の力、一信仰の必要、二道徳の實行を勸む、三吾人の精神に慰安を與ふ、四吾人の活動力を增進す○第二章　他力の救濟、一人生の經過、二救濟の道を求むべきこと、三救ひの親、四救主の慈悲、五救濟を仰くべき自覺○第三章　眞生活、一夢中夢を知らず、二向上的人生、三感謝的生活、四小向上○第四章　處世、一橋の反、二お菓子の力、三我は淺ましく、四賴むは大悲の親、五聖旨を行ふ、六對手は佛陀

外篇……○第五章　忠君愛國○第六章　孝、其一、其二、其三、其四、其五○第七章　悌、其一、其二○第八章　公徳第十章　克己、其一、其二、其三、其四、其五○第十一章　勤儉、一勤儉の必要、二勤儉は車の兩輪、三勤儉、四勤儉は衆善の源、五資本は我身にあり、六二宮尊徳、七儉、八儉は節にあり、九岡野左內、十勤儉と財、十一勤儉と衣食住、十二勤儉と時間○第十二章　運命

本書が如何に處世の友たるべきか本書が什麼に精神界の良友たるべきか本書が這箇に讀者の歡心を迎ふべきか前記目次に就てその大要を窺知すべく讀で適切快哉の嘆を聞くは鏡に物を見るが如し乞清讀の勞を與へられんことを

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

小河滋二郎君序
西元龍拳君著

實用讀本 完

（訂正三版）

洋紙菊判美本
實價 金貳拾五錢
郵稅 金 八 錢

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です
◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
◎大日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です

暫く品切の悲答を以て愛讀の貴需を忍んで戴きましたが愈訂正第三版の光榮を荷ひて更に顧客の良友と成ることを得ました……**有益且廉價**なることは讀書界の第一位……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞腑するの讃譽に背きませなんたのは千萬の面目……誰人も必携の良書マア熟讀して御覽下さい

發行所 東京市四谷區愛住町二番地 **東京書院**（電話番二十一番）

感化術

內務省書記官 井上友一 序
沙村伊東思恭 著

著者曩に監獄教誨制度幷に不良少年感化法研究の爲英國に留學し後獨佛等歐大陸諸邦を歷視研究してしが本書は其內容即感化の方術に就て歐洲に於ける斯道諸大家の感化法の意見を始め實務家の感化上の秘訣、經驗談、訓練法等を夥多列擧して著者の意見を公けにしたるな者り故に一度之を繙かば何人も先進國に於ける感化法の態勢を察知し且感化の方術を知了するを得べし敢て司法官司獄官宗教家學校教職員幷に社界改良に志ある諸彦に一讀を推奬す

完

四月十日發行
四六版百三十頁餘
實價 金二十三錢
郵稅 金四錢

東京市四谷區愛住町二番地
發賣所 **東京書院**
（電話特番町二十一番）

明治三十九年三月二十日
發行所 東京市麹町區飯田町五丁目三十番地 發行人兼編輯人 磯村政富
印刷所 東京市京橋區本湊町十三番地 印刷人 磯村兌貞
監獄協會印刷所 三原松

明治三十九年三月二十日印刷　明治三十九年三月二十日發行　毎月一回二十日發行
監獄協會雜誌第十九卷第三號　編輯兼發行人　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　藤澤正啓
印刷所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　株式會社秀英舍
印刷者　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　藤澤正啓
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會
會費送付方
肩書　監獄協會委員
番地　五丁目三十番地
宛名　藤澤正啓
振込局名　神田一ッ橋通郵便局